

平成18年度

定期監査報告書

仙北市監査委員

仙監発第 18 号  
平成 19 年 5 月 11 日

仙 北 市 長	石 黒 直 次 様
仙 北 市 議 会 議 長	佐 藤 峯 夫 様
仙 北 市 教 育 委 員 会 委 員 長	武 藤 幸 生 様
仙 北 市 農 業 委 員 会 会 長	青 柳 良 成 様

仙北市監査委員 三 浦 一 平

仙北市監査委員 藤 原 助 一

#### 平成 18 年度定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、平成 18 年度の定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

なお、この報告では、同条第 10 項の規定に基づく意見を併せて提出する。

# 目 次

第 1	監査の期間	1
第 2	監査の対象及び執行年月日	1
第 3	監査の対象とした事項及び範囲	2
第 4	監査の方法	2
第 5	監査の結果	2
	総 括	2
	共通事項	3
	1．未収金の回収について	3
	2．契約事務	3
	3．財務会計事務	4
	田沢湖病院、角館総合病院及び企業局	5
	1．田沢湖病院	5
	2．角館総合病院	6
	3．企業局	7
	総務部	9
	《総務課》	10
	《企画政策課》	12
	《財政課》	13
	《税務課》	14
	《管財課》	15
	市民福祉部	17
	《市民課》	18
	《環境防災課》	19
	《保健課》	21
	《福祉事務所・社会福祉課》	22
	《福祉事務所・長寿子育て課》	23
	《環境保全センター》	25
	産業観光部	27
	《農政課》	28
	《農村整備課》	29
	《商工課》	31
	《観光課》	32

建設部	34
《建設課》	34
《都市整備課》	36
《下水道課》	37
田沢湖地域センター	38
《総合窓口課》	38
《地域振興課》	40
角館地域センター	42
《総合窓口課》	42
《地域振興課》	43
西木地域センター	45
《総合窓口課》	45
《地域振興課》	47
教育委員会	49
《教育総務課》	50
《学校教育課》	51
《生涯学習課》	52
《文化財課》	53
農業委員会事務局	55
田沢湖病院	57
角館総合病院	59
企業局	61

# 平成18年度定期監査報告書

## 第1 監査の期間

平成19年1月9日から同年2月23日まで

## 第2 監査の対象及び執行年月日

月 日	監 査 対 象
1月 9日(火)	税務課
1月11日(木)	田沢湖病院
1月30日(火)	企業局
1月31日(水)	角館総合病院
2月 1日(木)	田沢湖地域センター(総合窓口課・地域振興課) 総務課・企画政策課・財政課・管財課
2月15日(木)	西木地域センター(総合窓口課・地域振興課) 福祉事務所(社会福祉課・長寿子育て課)
2月16日(金)	農業委員会・農政課・農村整備課
2月19日(月)	建設課・都市整備課・下水道課
2月20日(火)	環境保全センター・商工課・観光課
2月21日(水)	教育委員会(教育総務課・文化財課)・環境防災課
2月22日(木)	教育委員会(学校教育課・生涯学習課)
2月23日(金)	角館地域センター(総合窓口課・地域振興課)・市民課・保健課

### 第3 監査の対象とした事項及び範囲

平成18年度における財務に関する事務の執行状況及び経営にかかる事業の管理状況について監査を実施した。

### 第4 監査の方法

各部、各行政委員会からあらかじめ提出を受けた資料に基づき、監査対象の各部局等について、照合、実査、質問等の手続きにより監査を実施した。

### 第5 監査の結果

#### 総括

合併後、1年を経過し、仙北市としての事務を軌道に乗せることが出来る環境が整ってきた。地方公共団体の責務である地方自治法第2条第14項、第15項及び第16項の趣旨に則った事務を遂行していただきたい。

地方自治法(昭和22年法律第67号=抜粋)

第2条

～13 略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

16 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

以下 略

昨今、地方自治に対する市民の信頼感が薄れていく傾向にある中で、市民の負託に応え、より強固な信頼を得るためには、行財政運営について、コンプライアンス(=法令遵守)は言うまでもなく、ディスクロージャー(=情報開示)及びアカウンタビリティ(=説明責任)についても市民からの強い要請があることは、既に周知の事実である。議会等を通じてこれらの責務を果たしていかなければならないことは当然のことであり、これらの点に留意しつつ業務にあたっていただきたい。

財政運営については、今後、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標(この4つの指標を「健全化判断比率」という。)の公表がすべての地方自治体に義務づけられ、特に、財政が悪化した場合(健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上となった場合等)には、個別外部監査契約に基づく監査が義務づけられる。

また、総務省においては、公会計においても複式簿記を導入し、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書等の財務諸表の公開を検討しており、

本市の財務状態についても、近い将来、公になるものと思われる。

市の健全財政堅持のためにも、的確な財務分析に基づいた行財政改革を推進するとともに、これらの諸指標を積極的に公開し、開かれた行財政運営に努めていただきたい。

法令遵守にあたっては、判例、行政実例等をよく研究し、さらに職員研修等を活用しながら職員の資質向上に努め、解釈誤りのないようにしていただきたい。また、条例規則については適確な解釈に基づくとともに、その運用にあたっては、例規集に所載されている運用規程等(訓令、告示)に違背することの無いよう留意していただきたい。

監査の結果を報告するにあたっては、合併後間もないという現状を踏まえ、今後の仙北市の行財政運営をより一層効率の良いものにし、如何にして市民の信頼を得ていくべきかということに視点をあてた。

今回の監査結果については、一般会計及び特別会計に関する事務については合併後の事務統合期間であったという事情に鑑み、公営企業会計部局(角館総合病院、田沢湖病院及び企業局)を除く各部局等については、個別に指摘するのではなく、仙北市として共通認識を持っていただきたい事項のうち、主要なものについて報告することとした。

平成19年度以降の定期監査においては、指摘すべき事項がある場合は、各部局課等各々個別に指摘事項を報告し改善措置を求めることとする。

## 共通事項

### 1. 未収金の回収について

税をはじめとする各未収金については、自主財源確保と負担公平性堅持のためその解消に努められたい。特に、高額滞納者については、その解消に多大な労力を要するものと推察されるが、法令に則った手続きを粛々と進め、負担の公平感を失することのないようにしていただきたい。

とりわけ、税務課にあつては、合併後の事務を整理統合し、効率の良い市税徴収事務実現のための滞納整理マニュアルを策定するなど積極的に取り組んでいるが、今後は同マニュアルを有効に活用し、市税収納率向上に引き続き努力していただきたい。

また、市税等収納対策本部が設置されているところであるが、未収金には、国税徴収法が準用される徴収金とそうでない徴収金とが混在しているので、法令に違背しないよう細心の注意を払って収納対策にあたっていただきたい。

### 2. 契約事務

#### 基本的事項

#### ア 見積徴取及び競争入札

本市では、契約のすべてが、指名競争入札又は随意契約であるので、契約締結にあたっては、常に競争原理が働くように契約事務にあたっていただきたい。

#### イ 完了報告

事業完了後に、事業が契約の通り完了しているかの検査が行われていないものがあつたので、財務規則に定める検査報告書の提出について遺漏のないようにしていただきたい。

## ウ 支出命令

事業完了届けが出されているのに、速やかに完了検査が行われておらず、支出命令が成されていないものがあった。支払遅延防止等に関する法律に抵触するおそれがあるので、十分留意していただきたい。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号 = 抜粋)

~ 第13条 略

第14条 この法律(第12条及び前条第2項を除く。)の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

## 随意契約について

随意契約による場合の法的根拠及び適用事由が起案文書に記載されていない例が見受けられたので改善していただきたい。

また、見積り依頼先について、選定した理由等が起案文書に記載されていない例が見受けられたので明確にするようにしていただきたい。

## 長期継続契約について

地方自治法第214条(債務負担行為)の規定によらず長期継続契約(地方自治法第234条の3及び同法施行令第167条の17)を締結することが可能(仙北市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例(平成18年条例第1号=平成18年4月1日施行))である次の契約について、長期継続契約を締結することが、事務の合理化及び経費の節減に資する場合がある(同条例制定により、これまで随意契約によらなければならなかったものが、入札による契約が出来るようになった。)と思われるので、積極的に活用していただきたい。

## ア 事務機器、車両等の賃貸借及び保守管理等の業務の委託に関する契約

(情報処理機器、電子複写機、簡易印刷機その他事務機器及び車両に関する賃貸借契約並びに保守契約その他これに類する契約)

## イ 庁舎等の管理業務委託等に関する契約

(建物清掃業務、警備業務、電気・機械設備の保守管理業務、エレベーター保守点検業務その他経常的かつ継続的な市の施設維持管理業務に係る契約のうち、履行のための準備期間を要する契約その他これに類する契約)

## 3. 財務会計事務

財務規則に規定する書類の保存管理について

次のことについて改善されることを望む。

## ア 支出負担行為等

現行財務規則に規定されている諸帳票の保存について、適確な処理をお願いする。



## イ 支出命令の証拠書類等(納品書等)の管理

支出命令を発した債務について、支出の根拠となる証拠書類等(納品書等)と歳出簿等との照合が速やかに出来るよう関係簿冊の整備をしていただきたい。

## 領収書の管理について

臨戸徴収用の手書き領収書の管理について、管理簿が整備されていない課があったので、公金の適正管理のためにも管理簿等による厳格な処理を望む。

## 郵便切手(郵便はがきを含む。)の管理について

郵便物発送を料金後納の方法によらず、郵便切手を使用している課で、郵便切手の受け払いについて課長等の調査確認が成されていない課があったので、課長等は、事務に遺漏のないようにしていただきたい。なお、郵便切手は、現金と同等に扱うべきなので、その保管に十分留意していただきたい。

## 総計予算主義の原則について

小規模水道事業の会計処理において、市有の公共施設にかかる水道料金が徴収されていない。各施設の管理運営経費と給水原価、供給単価算定等、また、財務内容の実態を正確に把握する観点からも、地方自治法第210条の規定に則り総計予算主義の原則に従っていただきたい。

## 田沢湖病院、角館総合病院及び企業局

### 1. 田沢湖病院

#### 改善すべき事項

ア 一般会計からの負担金又は補助金を充て取得した固定資産について、台帳に耐用年数の記載がされていない。圧縮記帳該当資産についても当該資産の台帳には耐用年数の記載をすべきであるので整備をされたい。

イ 医薬品の出庫管理について、薬局長等の決裁処理が成されていない。決裁処理することが望ましい。

ウ 医薬品、医療材料、備消耗品等の棚卸し資産の管理について、規則に定める実地棚卸しが事業年度末1回であるが、棚卸しの回数を増やすなど期中の適正な在庫管理に努めていただきたい。

#### 要望意見

監査時において、常勤医師が2名と救急医療が出来ない状況であり、こうした医師不足の現状は、収益性にも大きな課題を残している。

内部留保資金については、平成17年度末において337,715,018円となっているが、黒字の収支見通しが立たない現状に加え、病院建設に伴う地方債の元金償還等が平成19年度から本格的に発生するなど財政状況を圧迫する要因を抱えており、今後の資金不足が懸念される。

医師の確保が病院収益に大きく影響している状況を鑑みれば、今後の田沢湖病院

のあり方としては、まず、常勤医師を3名、出来れば4名確保し、病院経営の基盤を整備することが喫緊の課題であると考えられる。

その課題を解決するには、現状を冷静に分析し、医師が定着出来る環境を如何に整えていくかということを実地に考えていかなければならないものとする。

また、町村合併の効果という視点に立てば、角館総合病院、田沢湖病院それぞれがこれまでに果たしてきた地域医療への貢献をさらに発展させていかなければならない。そのためには、互いを尊重しつつ各々の実態を理解し、その上で新しい医療環境を整備し、相乗効果による医療環境のより一層の充実を期待するものである。

例えば、『角館総合病院と統合し、経営の効率化と医療体制の充実に向けて経営改善する。』あるいは、『療養型病床を設けるなどの機能転換による病床利用率向上策を導入し、かつ、角館総合病院と連携した人員配置による病院機能の適正配分を実施し、地域医療体制の一層の充実及び経費節減並びに増収益を図る。』など病院事業の抜本的な見直しも一つの考え方であろう。

また、既に指定管理者の選定が行われ、公設民営を決定している自治体病院も出てきており、市財政に及ぼす影響如何によってはこうしたことも視野に入ってくるものと考えられる。ただし、指定管理者制度による公設民営の場合、職員の身分取扱の問題が介在しているので十分な配慮の元に検討すべきであろう。

いずれにせよ、早急に進められなければならないであろう病院経営の改善策の実施にあたっては、事務レベルのみならず、医師、看護師等の積極的な関与が必要と考えられる。どのような形態あるいは手法であれ、地域住民が切望して止まない内科、外科、整形外科等の診療科の安定的な確保、出来るならば救急医療体制をも復活させ、医療に対する地域住民の不安を早急に解消することが肝要である。

医療体制の充実、住民福祉には必要不可欠なものであると同時に、定住対策、観光振興施策等にも深く関連するものであるとの認識に立って諸課題の解消に努力していただきたい。

## 2. 角館総合病院

### 改善すべき事項

ア 契約事務において、随意契約もしくは指名競争入札の場合があるが、指名業者の選定理由、随意契約によった理由等これらの契約事務の基準を明確にされたい。

イ 窓口未収金については、個々の事情を的確に把握し、当該未収金を早期に解消すべく、適正な納入がされるよう努力されたい。

### 要望意見

平成17年度末での内部留保資金が約6億8千万円となっているが、減価償却累計額が約16億8千万円であることを鑑みれば、これまでの資本的支出への補てんや累積欠損金844,688,868円(平成17年度末)が大きく影響し、この水準にとどまっているものと思われる。

棚卸し資産の徹底した在庫管理など経営努力が感じられるが、医療圏内の患者絶対数の減少、診療報酬改定等の厳しい経営環境の中、累積欠損金の解消に向け、今後とも経営改善に努められることを望む。

また、医師対策であるが、現在の充足率を上回るよう医師確保に努力し、中核医

療機関としての使命を引き続き果たされ、市民生活に安心を与えていただきたい。

なお、近い将来、改築移転ということが課題として取り上げられることになると思うが、地域医療の中核病院としての有り様を関係各位と十分協議され、規模、立地場所等について慎重に検討されることを望むものである。

### 3. 企業局

#### (1) 水道事業会計

##### 改善すべき事項

ア 決算整理により修正された残高試算表について、勘定の継続性は保たれていたものの、翌事業年度の残高試算表において、修正手続きが遅滞していた月があったので留意していただきたい。

イ 未収金については、個々の事情を的確に把握され、収納率がより向上されるよう努力されたい。

##### 要望意見

合併により、水道事業が一本化されているが、料金体系は合併以前のままである。料金を統一することは、給水原価等を鑑みれば大変難しい課題である。国の方針でも市の各水道事業を統合し、水道料金を一本化するようにとのことであるが、市の抱えている事情を県や国に十分伝えつつ、今一度、経営内容を分析され、受益者の理解が得られる方策を探っていただきたい。

#### (2) 温泉事業会計

##### 改善すべき事項

特になし。

##### 要望意見

温泉という自然を相手にした事業であるので、人知の及ばないものが潜んでいるという認識に立ち、今後とも、この緊張感を忘れず経営にあたっていただきたい。

#### (3) 簡易水道事業特別会計

##### 改善すべき事項

特になし。

##### 要望意見

地方公営企業法適用について検討されているが、供給単価と給水原価を精査され、統合条件の整備に努めていただきたい。

以上、監査の結果についてその概要を述べたが、監査の過程で指摘した軽易な事項については、その都度各課長等及び担当者に対し改善を求めたので記述を省略した。

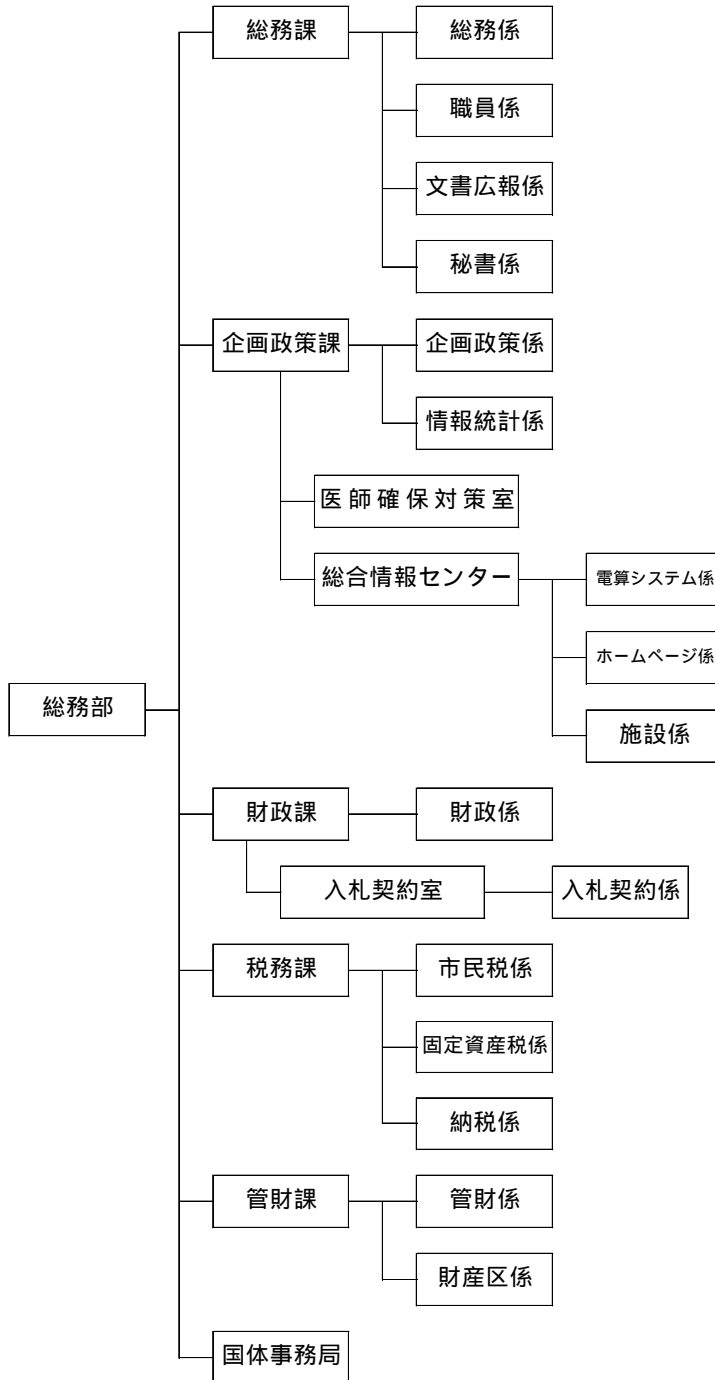
各課等の監査時点での事務事業等については、次の通りである。



## 市長権限事務を分掌する部等

# 総務部

## ・ 総務部の組織機構



(平成18年12月31日現在)

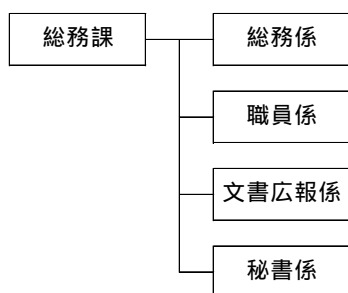
## ・ 部の分掌事務

- (1) 議会及び市の行政一般に関すること。
- (2) 総合的な企画及び重要施策調整の総合調整に関すること。
- (3) 地域総合開発の計画及び推進に関すること。

- (4) 地域振興に関すること。
- (5) 秘書用務に関すること。
- (6) 文書及び法規に関すること。
- (7) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。
- (8) 情報及び統計に関すること。
- (9) 広聴及び広報に関すること。
- (10) 市の予算その他財務に関すること。
- (11) 市有財産の管理に関すること。
- (12) 財産区に関すること。
- (13) 市税及び国民健康保険税の賦課徴収に関すること。
- (14) その他諸税に関すること。
- (15) 他の部の所管に属さないこと。

## 《 総 務 課 》

### 1. 機構及び職員の状況



課長	1人
参事	1人
課長補佐	2人
係長	1人
主任	2人
主事	3人
技術員	2人
合計	14人

平成18年12月31日現在

### 2. 分掌事務

#### (1) 総務係

- ア 儀式、表彰及び褒賞に関すること。
- イ 市議会に関すること。
- ウ 教育委員会、選挙管理委員会その他の執行機関との連絡調整に関すること。
- エ 部課長等会議の連絡調整に関すること。
- オ 各部課等への事務連絡に関すること。
- カ 庁内令達に関すること。
- キ 行政組織に関すること。
- ク 自衛官募集に関すること。
- ケ 行政考査に関すること。
- コ 宿日直に関すること。
- サ 地方分権に関すること。
- シ ふるさと会に関すること。

ス その他他の課に属しない事務に関する事。

(2) 職員係

- ア 職員の任免、進退及び賞罰に関する事。
- イ 職員の身分に関する事。
- ウ 職員の給与その他勤務条件に関する事。
- エ 職員の児童手当に関する事。
- オ 職員の福利厚生及び健康管理に関する事。
- カ 職員の研修及び能力開発に関する事。
- キ 職員の年金、退職手当及び共済に関する事。
- ク 職員の公平事務に関する事。
- ケ 職員の組織する団体に関する事。
- コ 職員の公務災害補償に関する事。
- サ 特別職報酬等審議会に関する事。

(3) 文書広報係

- ア 条例、規則等の制定及び改廃に関する事。
- イ 公印の管守に関する事。
- ウ 不服申立、訴訟、和解、請願、陳情、苦情等の受理に関する事。
- エ 法令審査に関する事。
- オ 公文書書類の受領、発送及び保存に関する事。
- カ 文書事務の指導に関する事。
- キ 市例規集の編集に関する事。
- ク 公告式に関する事。
- ケ 情報公開に関する事。
- コ 市広報及び市政に対する広報・公聴に関する事。
- サ 市政懇談会に関する事。
- シ 報道機関との連絡調整に関する事。
- ス 市勢要覧に関する事。
- セ 郷土史に関する事。
- ソ その他刊行物に関する事。
- タ 行政連絡員に関する事。
- チ 行政相談に関する事。
- ツ 行政区域及び組織に関する事。

(4) 秘書係

- ア 市長の秘書に関する事。
- イ 行事調整に関する事。
- ウ その他交際に関する事。



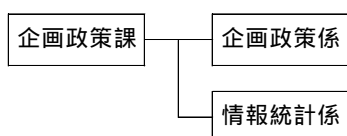
### 3. 主要事務事業

特別職報酬等審議会費  
職員研修費  
職員厚生費  
法規管理費  
広報等発行費

行政事務連絡員費  
自衛官募集関係費  
訴訟関係費  
集落集会所建設事業費補助金

## 《 企 画 政 策 課 》

### 1. 機構及び職員の状況



課長	1人
参事	1人
課長補佐	2人
係長	1人
主査	1人
主任	1人
主事	1人
合計	8人

平成18年12月31日現在

### 2. 分掌事務

#### (1) 企画政策係

- ア 重要施策の総合調整及び推進に関すること。
- イ 市の総合発展計画及び各種計画の策定、実施の調整・推進に関すること。
- ウ 広域行政に関すること。
- エ 行財政改革に関すること。
- オ 事務改善に関すること。
- カ 地域交通体系に関すること。
- キ エネルギー対策に関すること。
- ク 土地利用計画に関すること。
- ケ 中心市街地に関すること。
- コ 雪対策の総合調整に関すること。
- サ 国際交流に関すること。
- シ 国内交流に関すること。
- ス 姉妹都市に関すること。
- セ 国、県、関係機関等に対する陳情及び請願に関すること。
- ソ 地域自治プロジェクトに関すること。
- タ 第3セクターの方針に関すること。
- チ 路線バスの運行維持に関すること。
- ツ 市民バスの管理運営に関すること。

- テ 男女共同参画に関する事。
- ト NPOに関する事。
- ナ 市長の特命事項に関する事。

(2) 情報統計係

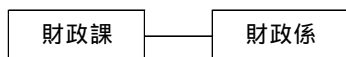
- ア 国勢調査その他指定統計調査に関する事。
- イ 県が行う統計調査に関する事。
- ウ 市が行う独自調査に関する事。
- エ 統計事務の指導及び調整に関する事。
- オ 統計資料の収集及び刊行に関する事。
- カ 市民所得推計に関する事。

3. 主要事務事業

土地取引届出関係事務費	秋田内陸縦貫鉄道(株)運営費補助金
宝仙湖周辺環境整備事業費	学校基本調査費
総合計画策定費	工業統計調査費
秋田内陸縦貫鉄道駅前維持管理費	秋田県年齢別人口流動調査費
生活路線代替バス運行費	事業所・企業統計調査費
生活バス路線対策費	商業統計調査費
田沢湖駅エレベーター整備工事費補助金	

《 財 政 課 》

1. 機構及び職員の状況



課	長	1人
課	長補佐	1人
係	長	1人
主	査	2人
主	事	2人
合	計	7人

(1名県市町村課派遣)

平成18年12月31日現在

2. 分掌事務

(1) 財政係

- ア 財政の計画及び調査に関する事。
- イ 歳入歳出予算の編成及び執行に関する事。
- ウ 市債及び財政資金の調達に関する事。
- エ 基金及び債権に関する事。
- オ 地方交付税に関する事。

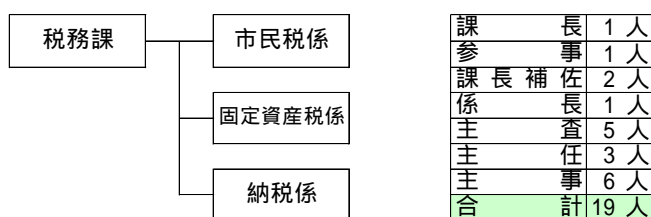
- カ 財政事情を説明する文書の作成及び公表に関すること。
- キ 寄附及び寄附採納に関すること。

### 3. 主要事務事業

分掌事務のとおり

## 《 税 務 課 》

### 1. 機構及び職員の状況



平成18年12月31日現在

### 2. 分掌事務

#### (1) 市民税係

- ア 市税（固定資産税、都市計画税を除き、県民税を含む。）及び国民健康保険税（以下これらを「市税等」という。）の賦課に関すること。
- イ 市税等の延納、減免に関すること。
- ウ 市税等に関する統計、調査、諸報告及び証明に関すること。
- エ 市税等に関する異議の申立て、訴願、訴訟等に関すること。
- オ 市税等の犯則取締りに関すること。
- カ 諸証明に関すること。

#### (2) 固定資産税係

- ア 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税（以下これらを「固定資産税等」という。）の賦課に関すること。
- イ 固定資産税等の延納、減免に関すること。
- ウ 固定資産の評価に関すること。
- エ 固定資産税課税台帳、補充台帳その他の図面に関すること。
- オ 固定資産税等に関する異議の申立て、訴願、訴訟等に関すること。
- カ 固定資産税の統計、調査、諸報告に関すること。
- キ 固定資産評価審査委員会に関すること。

#### (3) 納税係

- ア 市税等の収納に関する事。
- イ 納税の督促に関する事。
- ウ 滞納処分、欠損処分に関する事。
- エ 市税等の収納についての統計、調査、諸報告に関する事。
- オ 市税の徴収嘱託、受託徴収に関する事。
- カ 納税思想の普及に関する事。
- キ 納税貯蓄組合に関する事。

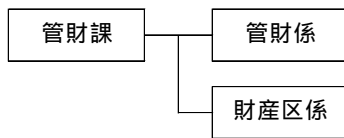
### 3. 主要事務事業

納税奨励費

賦課徴収費

## 《 管 財 課 》

### 1. 機構及び職員の状況



課長	1人
課長補佐	2人
主査	2人
主任	1人
技術主任	1人
合計	7人

平成18年12月31日現在

### 2. 分掌事務

#### (1) 管財係

- ア 市庁舎の管理に関する事。
- イ 公用自動車の運行管理に関する事。
- ウ 財産の記録管理に関する事。
- エ 物品の出納保管・不用物品処分に関する事。
- オ 公有財産の管理の統括に関する事。
- カ 普通財産の取得、管理、処分に関する事。
- キ 財産台帳の整備に関する事。
- ク 公共用地の事務に関する事。
- ケ 未処理用地の整理に関する事。
- コ 地積図及び図面の保管、整理に関する事。
- サ 国土調査に関する事。
- シ 地積調査の実施計画に関する事。
- ス 一筆調査に関する事。
- セ 地積調査事務連絡協議会に関する事。
- ソ 国土調査成果品の管理等に関する事。

- タ 国県有財産の払下げ、借受けに関すること。
- チ 市有林に関すること。
- ツ 秋田県市町村土地開発公社に関する事務の統括に関すること。
- テ 総合賠償補償に関すること。
- ト 住居表示に関すること。

(2) 財産区係

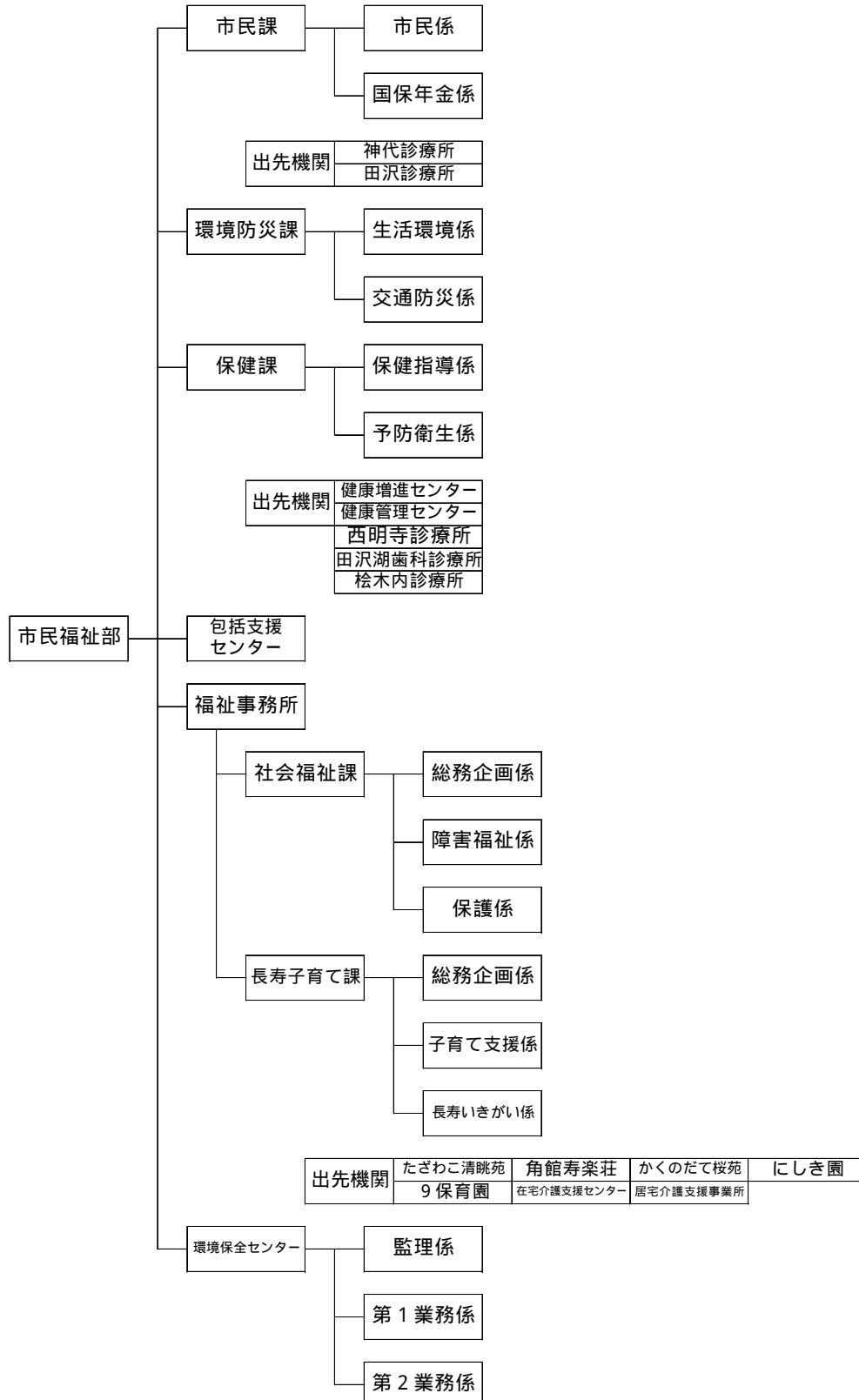
- ア 財産区有財産の管理、処分に関すること。
- イ 財産区管理会に関すること。

**3 . 主要事務事業**

地籍調査事業費	市有林管理費
本庁舎等維持管理費	地籍情報管理費
普通財産管理費	生保内財産区特別会計

# 市民福祉部

## 市民福祉部の組織機構



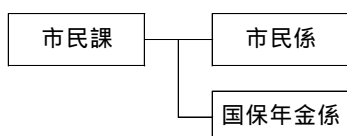
(平成18年12月31日現在)

## ・部の分掌事務

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (2) 国民年金、国民健康保険及び医療給付に関すること。
- (3) 保健衛生及び保健指導に関すること。
- (4) 社会福祉及び社会福祉施設に関すること。
- (5) 生活保護に関すること。
- (6) 人権対策及び女性政策に関すること。
- (7) 環境衛生に関すること。
- (8) 交通安全及び公害対策に関すること。
- (9) 消防、防災、交通及び防犯に関すること。
- (10) 介護保険に関すること。
- (11) 福祉医療に関すること。
- (12) 健康増進に関すること。
- (13) その他市民福祉及び環境に関すること。

## 《 市 民 課 》

### 1．機構及び職員の状況



課	長	1人
課	長補佐	1人
係	長	2人
主	査	3人
主	事	6人
合	計	13人

平成18年12月31日現在

### 2．分掌事務

- (1) 市民係
  - ア 戸籍に関すること。
  - イ 住民基本台帳に関すること。
  - ウ 届出書類の受付及び謄抄本諸証明の交付に関すること。
  - エ 印鑑登録に関すること。
  - オ 国籍の得喪に関すること。
  - カ 犯罪人名簿に関すること。
  - キ 外国人登録に関すること。
  - ク 人口動態調査に関すること。
  - ケ 居住証明及び身分証明に関すること。
  - コ 埋火葬の許可に関すること。
  - サ 移動人口に関すること。
  - シ 相続税法（昭和25年法律第73号）第58条の通知に関すること。

- ス 来庁者の案内に関すること。
- セ 人権擁護に関すること。

(2) 国保年金係

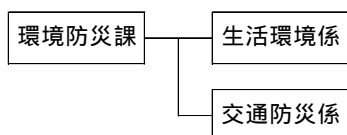
- ア 国民健康保険に関すること。
- イ 老人保健医療に関すること。
- ウ 福祉医療に関すること。
- エ 高額医療費に関すること。
- オ 国民年金に関すること。
- カ 国民健康保険運営協議会に関すること。
- キ はり、きゅう及びマッサージに関すること。

3. 主要事務事業

人権擁護関係費	老人医療適正化対策事業費
戸籍住民基本台帳等事務費	国民年金事務費
外国人登録事務費	国民健康保険特別会計
福祉医療費	老人保健医療特別会計
老人医療給付事務費	

《 環 境 防 災 課 》

1. 機構及び職員の状況



課長	1人
課長補佐	2人
係長	1人
主査	2人
主任	1人
主事	2人
合計	9人

平成18年12月31日現在

2. 分掌事務

(1) 生活環境係

- ア 公衆衛生思想の普及高揚に関すること。
- イ 市営墓地及び火葬場に関すること。
- ウ 墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可に関すること。
- エ 公害対策に関すること。
- オ 衛生害虫駆除に関すること。
- カ 犬の登録、狂犬病予防に関すること。
- キ 青少年の健全育成に関すること。



- ク 消費者保護に関すること。
- ケ 物価対策、生活関連物資対策に関すること。
- コ 漂流物件に関すること。
- サ 飲料水に関すること。
- シ 専用水道に関すること。
- ス 小規模水道に関すること。
- セ 街灯に関すること。

(2) 交通防災係

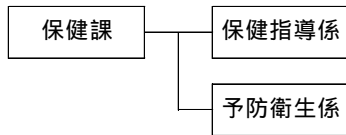
- ア 防災会議及び災害対策本部に関すること。
- イ 防災、災害救助に関すること。
- ウ 防災行政無線施設に関すること。
- エ 災害援助に関すること。
- オ 消防及び水防に関すること。
- カ 危険物対策に関すること。
- キ 防犯に関すること。
- ク 交通安全対策の企画及び実施に関すること。
- ケ 交通指導員に関すること。
- コ 交通災害等共済に関すること。
- サ 自動車の臨時運行許可に関すること。
- シ 災害弔慰金、見舞金等に関すること。
- ス チャイルドシート購入補助金に関すること。

3. 主要事務事業

交通安全推進費	犬登録狂犬病予防費
交通指導隊費	不法投棄監視費
交通安全市民大会開催費	大場地区専用水道管理運営費
街灯費	イベント等臨時塵芥処理費
防犯関係費	消防施設維持管理費
交通災害関係費	消防施設整備事業費
臨時運行許可業務費	私設消防団施設維持管理費
青少年対策費	自動体外式除細動器購入事業費
災害救援費	災害対策総務費
斎場管理運営費	防災行政無線維持管理費
墓地公園管理運営費	

# 《 保 健 課 》

## 1. 機構及び職員の状況



課長	1人
課長補佐	2人
係長	2人
主任保健師	2人
保健師	4人
主任栄養士	1人
栄養士	1人
合計	13人

平成18年12月31日現在

## 2. 分掌事務

### (1) 保健指導係

- ア 健康づくりの推進及び保健衛生思想の啓発普及に関すること。
- イ 保健推進対策に関すること。
- ウ 保健事業及び関係団体に関すること。
- エ 健康づくり推進事業に関すること。
- オ 市民の健康づくり組織の支援に関すること。
- カ 母子保健に関すること。
- キ 老人保健に関すること。
- ク 精神保健に関すること。
- ケ 病類統計及び調査に関すること。
- コ 保健センター事業及び管理運営に関すること。
- サ 健康相談、健康教育その他健康診査に関すること。
- シ 機能訓練及び栄養指導に関すること。
- ス 食生活改善事業に関すること。
- セ 市民浴場に関すること。
- ソ 健康増進センターに関すること。
- タ 健康管理センターに関すること。
- チ 林業者等健康増進施設に関すること。
- ツ 診療所に関すること。
- テ 救急災害医療情報に関すること。
- ト その他保健に関する事項に関すること。

### (2) 予防衛生係

- ア 感染症予防及び予防接種に関すること。
- イ 献血に関すること。
- ウ 生活習慣病予防に関すること。
- エ 結核予防に関すること。

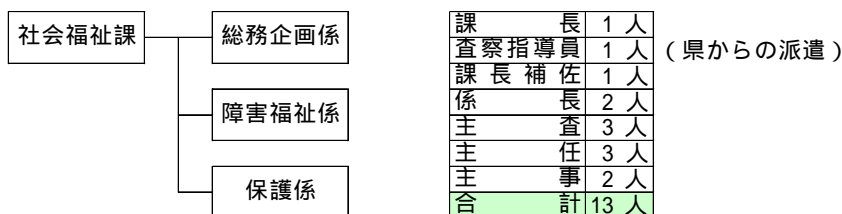
オ その他疾病予防に関すること

### 3. 主要事務事業

保健事業費	麻疹風疹予防接種助成金
母子保健対策費	各保健センター管理運営費
市民プール整備事業費	歯科診療所管理運営費
はり、きゅう等施術費助成金	西明寺診療所管理運営費
予防事業費	市民浴場管理運営費
老人保健事業費	

## 《福祉事務所・社会福祉課》

### 1. 機構及び職員の状況



平成18年12月31日現在

### 2. 分掌事務

#### (1) 総務企画係

- ア 社会福祉行政の調査、企画及び総合調整に関すること。
- イ 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- ウ 社会福祉事業及び関係団体に関すること。
- エ 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
- オ 社会福祉事業団の指導及び育成に関すること。
- カ 復員者、引揚者及び旧軍人遺族援護に関すること。
- キ 扶助料及び恩給に関すること。
- ク バリアフリー社会形成の促進に関すること。
- ケ 民生児童委員及び民生児童委員推薦会に関すること。
- コ 心配事相談に関すること。
- サ 厚生資金に関すること。
- シ DVに関すること。
- ス その他福祉に関すること。

#### (2) 障害福祉係

- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に関すること。
- イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に関すること。
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。
- エ 知的障害者小規模作業所に関すること。
- オ 精神障害者小規模作業所に関すること。
- カ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に関すること。
- キ 障害者住宅整備資金に関すること。
- ク 特別障害者手当に関すること。

(3) 保護係

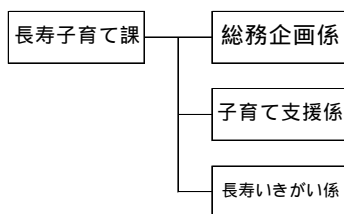
- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）に関すること。

3. 主要事務事業

福祉センター維持管理費	知的障害者施設訓練等支援費
追悼式費	進行性筋萎縮症者療養等給付事業費
行旅病人及び死亡人取扱費	精神障害者居宅生活支援事業費
地域ネットワーク福祉事業費	特別障害者手当等支給費
地域福祉総合推進事業費補助金	療育訓練事業費
重度身体障害児者日常生活用具給付等事業費	地域生活支援事業
身体障害児者補装具給付等事業費	身体障害児・者等実態調査事業費
更生医療給付費	障害者住宅整備資金貸付金
居宅生活支援費	生活保護費
身体障害者施設訓練等支援費	

《福祉事務所・長寿子育て課》

1. 機構及び職員の状況



課長	1人
課長補佐	1人
係長	2人
主任	2人
主任	3人
主任	3人
保健師	1人
合計	13人

(1名大曲仙北広域市町村圏組合派遣)

平成18年12月31日現在

2. 分掌事務

(1) 総務企画係

- ア 児童手当、児童扶養手当に関すること。

- イ 特別児童扶養手当に関する事。
- ウ 家庭児童相談に関する事。
- エ 児童、母子、父子及び寡婦福祉に関する事。
- オ 廃児及び迷子に関する事。
- カ その他福祉に関する事。

(2) 子育て支援係

- ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に関する事。
- イ 保育園に関する事。
- ウ 子育て支援センターに関する事。
- エ 児童館、児童遊園地、子ども会に関する事。

(3) 長寿いきがい係

- ア 高齢者福祉行政の調査、企画、総合調整に関する事。
- イ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に関する事。
- ウ 高齢者福祉事業に関する事。
- エ 高齢者住宅整備資金に関する事。
- オ 老人団体に関する事。
- カ 老人施設の入所措置事務に関する事。
- キ 老人施設入所判定委員会に関する事。
- ク 介護保険に関する事。
- ケ 通所介護事業に関する事。
- コ ホームヘルプサービス等福祉サービスに関する事。
- サ 田沢湖医療福祉センターに関する事。
- シ 在宅介護支援センターに関する事。
- ス 居宅介護支援事業所に関する事。
- セ 多世代交流施設に関する事。
- ソ 田沢湖老人憩いの家に関する事。
- タ 仙北市養護老人ホーム角館寿楽荘に関する事。
- チ 仙北市特別養護老人ホームたざわこ清眺苑に関する事。
- ツ 仙北市特別養護老人ホームかくのだて桜苑に関する事。
- テ 仙北市介護老人保健施設にしき園に関する事。
- ト 特別養護老人ホームとの連絡調整に関する事。
- ナ その他福祉施設に関する事。

3. 主要事務事業

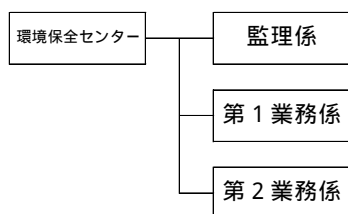
温泉休養施設管理運営費	老人福祉計画策定事業費
温泉休養施設補修調査費	老人入浴事業費補助金
老松荘運営管理費	高齢者住宅整備資金貸付金
梅園維持管理費	在宅介護支援センター管理運営費
敬老祝い金支給事業費	多世代交流施設費
緊急通報装置給付・貸付事業費	児童手当給付費

外出支援サービス事業費  
高齢者共同生活(相互援助ホーム)支援事業費

児童扶養手当給付費  
母子生活支援施設等入所措置事業費

## 《 環境保全センター 》

### 1. 機構及び職員の状況



所長	1人
参事	1人
係長	2人
主任査査	8人
主任任	4人
主事	5人
技術員	2人
合計	23人

平成18年12月31日現在

### 2. 分掌事務

#### (1) 監理係

- ア 文書及び物件の收受、発送並びに保存に関する事。
- イ 使用料に関する事。
- ウ 環境施設及び衛生施設に関する事。
- エ 廃棄物の処理、廃棄物処理施設の管理運営に関する事。
- オ 許可証等の発行に関する事。
- カ 施設の管理に関する事。
- キ 生ごみ処理機補助金に関する事。

#### (2) 第1業務係

- ア し尿投入券の検収に関する事。
- イ し尿運搬車の誘導及び投入の指示に関する事。
- ウ 電気部門の維持管理に関する事。
- エ し尿処理業務に関する事。
- オ 危険物の貯蔵、管理に関する事。
- カ 場内の環境整備に関する事。

#### (3) 第2業務係

- ア ごみの計量業務に関する事。
- イ ごみ運搬車の誘導及び投入指示に関する事。
- ウ 電気部門の維持管理に関する事。
- エ ごみ焼却業務に関する事。
- オ 危険物の貯蔵、管理に関する事。
- カ 残渣(さ)運搬車両の維持管理に関する事。

キ 場内の環境整備に関すること。

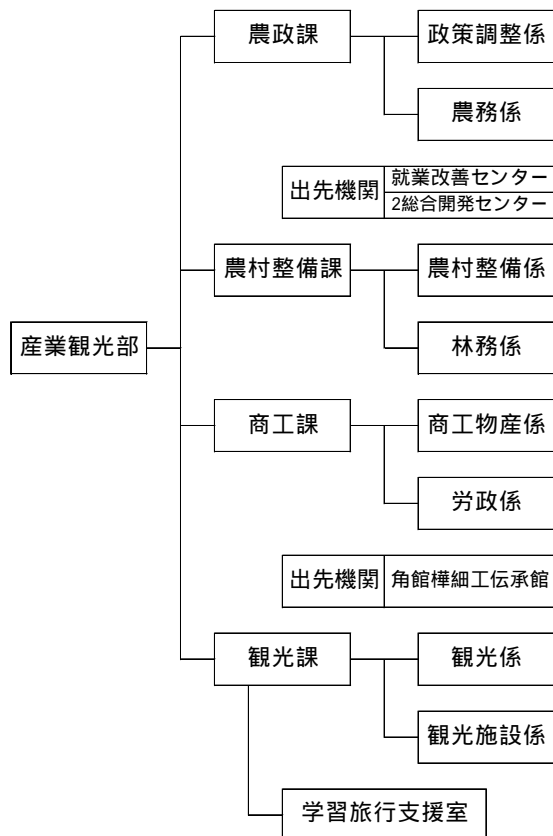
### 3 . 主要事務事業

廃棄物減量化対策費  
塵芥処理費  
し尿処理場管理運営費

ごみ処理場管理運営費  
汚泥再生処理センター建設事業費

# 産業観光部

## 産業観光部の組織機構



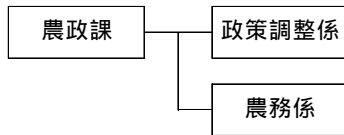
## 部の分掌事務

- (1) 農林水産及び畜産に関すること。
- (2) 農地関係の調整に関すること。
- (3) 土地改良に関すること。
- (4) 商業及び鉱工業に関すること。
- (5) 観光に関すること。
- (6) 職業及び労働に関すること。
- (7) その他産業及び観光に関すること。



# 《 農 政 課 》

## 1. 機構及び職員の状況



課長	1人
課長補佐	2人
係長	2人
主任	1人
主任	1人
主事	4人
技術員	1人
合計	12人

(1名仙北地域振興局派遣)

平成18年12月31日現在

## 2. 分掌事務

### (1) 政策調整係

- ア 異業種産業の連携施策に関する事。
- イ 農業振興計画の調整及び樹立に関する事。
- ウ 都市農村交流に関する事。
- エ 農村活性化対策に関する事。
- オ 組織経営体・農業法人に関する事。
- カ 就農対策に関する事。

### (2) 農務係

- ア 農業近代化の推進に関する事。
- イ 農山村振興等に関する事。
- ウ 農村支援対策に関する事。
- エ 山村振興計画及び事業に関する事。
- オ 農業構造政策推進に関する事。
- カ 農業構造改善事業の促進に関する事。
- キ 地域農業改革改善事業に関する事。
- ク 農業経営の改善に関する事。
- ケ 農業青少年に関する事。
- コ 農作物、園芸、果樹の生産技術の改善に関する事。
- サ 水田農業構造改革及び関連事務に関する事。
- シ 農用地利用集積に関する事。
- ス 農作物病害虫駆除に関する事。
- セ 気象に関する事。
- ソ 飼料生産対策に関する事。
- タ 認定農業者等に関する事。
- チ 農林畜産物の流通指導に関する事。
- ツ 農業特産物及び特用林産物の販路拡大に関する事。
- テ 地産地消に関する事。

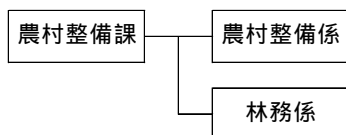
- ト 生産物直売所に関すること。
- ナ 生活改善グループに関すること。
- ニ 農業施設の企画及び総合調整に関すること。
- ヌ 農業金融に関すること。
- ネ 農業関係諸団体の指導及び調整に関すること。
- ノ 産業祭に関すること。
- ハ 畜産の振興に関すること。
- ヒ 家畜の増殖に関すること。
- フ 家畜の飼養管理指導に関すること。
- ヘ 家畜の衛生防疫に関すること。
- ホ 大覚野牧野の管理に関すること。
- マ へい獣処理に関すること。
- ミ 内水面漁業に関すること。
- ム 仙北市就業改善センターの管理運営に関すること。
- メ 仙北市田沢湖総合開発センターの管理運営に関すること。
- モ 農林業者研修集会施設及び健康増進施設に関すること。

### 3. 主要事務事業

水田農業構造改革対策推進費	品目横断的経営安定対策費
農業構造政策推進事業費	売れる米づくり推進対策費
認定農業者等経営改善支援費	目指せ"元気な担い手"農業夢プラン応援事業費
中山間地域等直接支払事業費	産業祭実行委員会負担金
農業振興地域整備促進事業費	大覚野牧場管理運営費
新山村振興等農林漁業特別対策事業費	強い農業づくり交付金事業費
特定農山村市町村支援事業費	就業改善センター管理運営費
「地域で創る水田農業」支援事業費	むらっこ物産館管理運営費
グリーンツーリズム推進事業費	内水面漁業振興対策事業費補助金

## 《 農 村 整 備 課 》

### 1. 機構及び職員の状況



課	長	1人
課	長補佐	1人
係	長	2人
主	査	6人
合	計	10人

平成18年12月31日現在

### 2. 分掌事務

(1) 農村整備係

- ア 農村総合整備事業に関する事。
- イ 農村総合整備の調整及び計画に関する事。
- ウ 農村振興総合整備統合補助事業に関する事。
- エ 土地改良事業の調査、計画及び実施に関する事。
- オ 農業施設等整備事業に関する事。
- カ 県営ほ場整備事業及び関連事業に関する事。
- キ 農村施設の管理に関する事。
- ク 農村公園の維持管理に関する事。
- ケ 農地、農業用施設の維持改良及び災害復旧に関する事。
- コ 換地計画の策定及び換地処分に関する事。
- サ 土地改良事業団体の指導及び連絡調整に関する事。

(2) 林務係

- ア 林業に関する調査及び企画に関する事。
- イ 森林整備計画及び伐採計画に関する事。
- ウ 林業の振興に関する事。
- エ 林道施設の整備に関する事。
- オ 特用林産物の生産に関する事。
- カ 林業経営技術の改良普及に関する事。
- キ 森林の管理及び整備計画に関する事。
- ク 森林環境の保全に関する事。
- ケ 緑化推進に関する事。
- コ 普通共用林野の管理運営に関する事。
- サ 公有林の造林に関する事。
- シ 入会林野整備に関する事。
- ス 保安林及び保安施設に関する事。
- セ 山火事防止に関する事。
- ソ 火入許可に関する事。
- タ 有害鳥獣駆除に関する事。
- チ 鳥獣保護に関する事。
- ツ 森林病虫害防除に関する事。
- テ 森林組合の育成指導に関する事。
- ト 林業関係諸団体の指導及び連絡調整に関する事。
- ナ 森林総合利用施設に関する事。
- ニ 林業総合センターの管理運営に関する事。

3. 主要事務事業

白岩第一地区県営ほ場整備事業費  
奥羽山麓大規模農道整備事業費  
西明寺地区中山間地域総合整備事業費

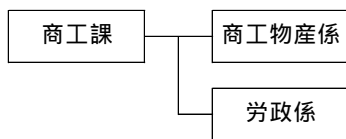
市有林造林保育費  
森林整備地域活動支援交付金事業費  
緑化推進対策事業費

桧木内地区中山間地域総合整備事業費  
 土地改良施設維持管理適正化事業費(大黒沢ため池)  
 土地改良施設維持管理適正化事業費(小黒沢ため池)  
 花葉館施設整備事業費  
 高能率生産団地路網整備事業費  
 林道開設事業費

松くい虫防除事業費  
 林業経営構造改善事業費  
 「絆の森」整備事業費  
 県産きのこ生産振興対策事業費補助金  
 新エネルギービジョン策定事業費  
 バイオマス等未活用エネルギー事業費

## 《 商 工 課 》

### 1. 機構及び職員の状況



課	長	1人
課	長 補 佐	2人
係	長	1人
主	任	1人
主	事	1人
合	計	6人

平成18年12月31日現在

### 2. 分掌事務

#### (1) 商工物産係

- ア 商工行政の調査、企画及び調整に関すること。
- イ 商工業の振興に関すること。
- ウ 商工団体の育成指導に関すること。
- エ 中小企業の経営近代化の促進に関すること。
- オ 中小企業金融に関すること。
- カ 特産品の開発及び販売促進に関すること。
- キ 伝統的工芸品、観光みやげ品等の振興に関すること。
- ク 樺細工伝承館に関すること。
- ケ 工業立地の促進に関すること。
- コ 誘致企業に関すること。
- サ 計量器に関すること。
- シ 鋳業に関すること。
- ス 資源エネルギー対策に関すること。
- セ 工芸指導所に関すること。

#### (2) 労政係

- ア 労働行政に関すること。
- イ 中小企業従業員の福祉増進に関すること。
- ウ 雇用の確保に関すること。
- エ 出稼者対策に関すること。

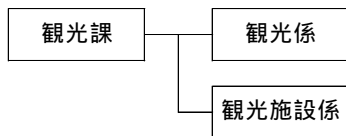
- オ 労働関係の調整に関すること。
- カ 職業指導に関すること。
- キ 総合技能センターに関すること。
- ク 労働に関する情報収集に関すること。

### 3. 主要事務事業

出稼対策費	仙北市商工会補助金
勤労者対策事業費補助金	仙北市中小企業振興資金貸付金利子補給金
雇用対策事業費補助金	秋田県信用保証協会保証料補給金
シルバー人材センター補助金	樺細工振興費
企業振興対策費	伝統工芸樺細工技能後継者育成事業費
商工業振興対策費	ベニヤマ桜バイオ苗混植実験林事業費
特産物販売促進対策費	

## 《 観 光 課 》

### 1. 機構及び職員の状況



課長	1人
課長補佐	3人
主任査査	2人
主任任	3人
主任事	2人
合計	11人

平成18年12月31日現在

### 2. 分掌事務

#### (1) 観光係

- ア 観光施策の企画及び推進に関すること。
- イ 郷土紹介及び観光宣伝に関すること。
- ウ 観光関係団体に関すること。
- エ 観光関連事業者の育成指導に関すること。
- オ 観光に関する調査、企画及び調整に関すること。
- カ 観光イベントに関すること。
- キ 自然保護に関すること。
- ク その他観光振興に関すること。

#### (2) 観光施設係

- ア 観光施設の計画、整備及び管理に関すること。
- イ 観光資源の保存及び利用の促進に関すること。

- ウ 国立公園及び県立自然公園に関すること。
- エ 温泉に関すること。

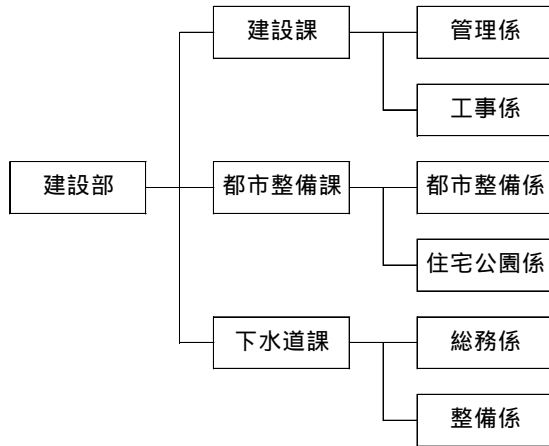
### 3. 主要事務事業

観光施設維持管理費  
駐車場管理運営費  
駅前広場施設管理運営費  
観光宣伝費

観光施設整備事業費  
冬季観光推進事業費  
修学旅行マネジメント事業費  
観光行事費補助金

# 建設部

## 建設部の組織機構

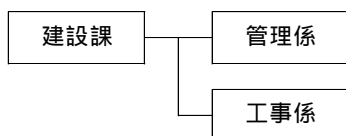


## 部の分掌事務

- (1) 道路、河川及び橋りょうに関すること。
- (2) 住宅及び建築に関すること。
- (3) 都市計画に関すること。
- (4) 下水道に関すること。
- (5) 合併処理浄化槽に関すること。
- (6) 集落排水に関すること。
- (7) その他土木建設に関すること。

## 《 建設課 》

### 1. 機構及び職員の状況



課長	1人
課長補佐	3人
主査	6人
主任	1人
主事	1人
技術員	2人
合計	14人

平成18年12月31日現在

### 2. 分掌事務

- (1) 監理係
  - ア 土木関係事業の実施計画に関すること。
  - イ 道路、橋りょう及び河川の管理に関すること。

- ウ 道路の認定、廃止、変更に関する事。
- エ 道路の使用及び占有許可に関する事。
- オ 道路、橋りょう台帳に関する事。
- カ 治水及び砂防に関する事。
- キ 法定外公共物の管理に関する事。
- ク 公有水面の埋立及び利用に関する事。
- ケ 事業用地の買収、借入れ、障害物の移転及び補償に関する事。
- コ 冬期交通確保に関する事。
- サ 土石採取許可に関する事。
- シ 国県建設事業の促進及び調整に関する事。
- ス 所属車両、機械の運行及び維持管理に関する事。
- セ 駐車場に関する事。
- ソ 交通安全施設に関する事。

(2) 工事係

- ア 土木及び建築工事に関する総合調整に関する事。
- イ 各種工事の設計及び監理に関する事。
- ウ 工事台帳の整備に関する事。
- エ 道路、橋りょう、河川、溝きよの新設、改良及び維持管理に関する事。
- オ 土木災害に関する事。
- カ その他土木建築に関する事。

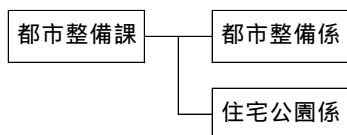
3. 主要事務事業

道路愛護事業費	臨時地方道整備事業費
雪寒地域建設機械整備費	辺地対策事業費
道路維持補修費	過疎対策事業費
冬期交通対策費	河川愛護事業費
交通安全施設整備費	河川維持補修費
道路局部改良事業費	河川改良事業費
田沢湖橋昇降階段補修事業費	過年補助災害復旧事業費
地方道路整備臨時交付金事業費	現年補助災害復旧事業費
豪雪対策事業費	公共土木施設災害対策費



## 《 都 市 整 備 課 》

### 1 . 機構及び職員の状況



課	長	1人
課	長補佐	2人
係	長	1人
主	査	1人
主	任	2人
主	事	3人
合	計	10人

平成18年12月31日現在

### 2 . 分掌事務

#### (1) 都市整備係

- ア 都市計画の策定及び都市計画事業に関すること。
- イ 町名、地番の整理に関すること。
- ウ 土地区画整理事業に関すること。
- エ 街づくりの総合デザインに関すること。
- オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為の許可に関すること。
- カ 特定の地域開発の企画、調整及び推進に関すること。
- キ 歴史的景観に関すること。
- ク 土地収用に関すること。
- ケ 屋外広告物に関すること。

#### (2) 住宅公園係

- ア 市営住宅の管理に関すること。
- イ 建築確認申請に関すること。
- ウ 都市公園の維持管理に関すること。
- エ 河川公園の維持管理に関すること。

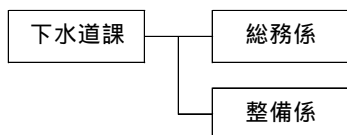
### 3 . 主要事務事業

小先達川砂防ダム公園維持管理費  
 河川公園管理費  
 都市計画審議会費  
 景観形成推進事業費  
 田沢湖駅前広場整備関連事業費  
 都市計画街路横町線道路改良事業費

地方道路整備臨時交付金事業費  
 まちづくり交付金事業費  
 生保内公園施設維持管理費  
 公園維持管理費  
 市営住宅管理運営費  
 市営住宅建設事業費

## 《 下 水 道 課 》

### 1 . 機構及び職員の状況



課	長	1人
課	長補佐	2人
主	査	2人
主	任	3人
合	計	8人

平成18年12月31日現在

### 2 . 分掌事務

#### (1) 総務係

- ア 下水道事業及び浄化槽事業の企画及び総合調整に関すること。
- イ 下水道事業及び浄化槽事業の使用料及び受益者負担金に関すること。
- ウ 排水設備指定工事店に関すること。
- エ 水洗便所及び排水設備の普及促進に関すること。

#### (2) 整備係

- ア 下水道事業及び浄化槽事業の実施計画に関すること。
- イ 下水道事業及び浄化槽事業の設計及び施工に関すること。
- ウ 農業集落排水事業等に関すること。
- エ 下水道台帳に関すること。
- オ 下水道施設及び浄化槽の維持管理、水質管理及び貯蔵品管理に関すること。
- カ 汚泥処理に関すること。

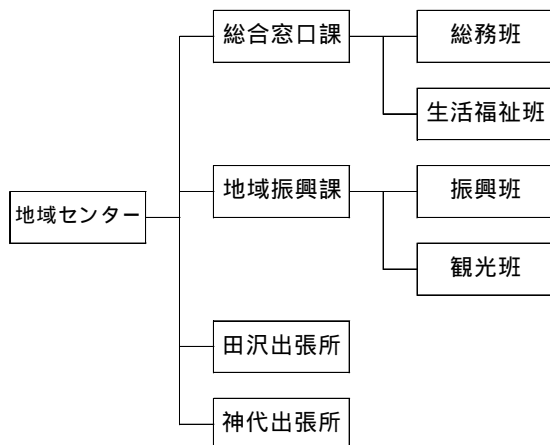
### 3 . 主要事務事業

浄化槽設置整備事業費  
簡易排水費

下水道事業特別会計  
集落排水事業特別会計  
浄化槽事業特別会計

# 田沢湖地域センター

## ・田沢湖地域センターの組織機構

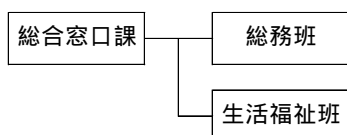


## ・部の分掌事務

- (1) 田沢湖地域に関すること。
- (2) 出張所に関すること。

## 《 総 合 窓 口 課 》

### 1. 機構及び職員の状況



課長	1人
課長補佐	1人
班長	2人
主査	2人
主事	3人
合計	9人

平成18年12月31日現在

### 2. 分掌事務

#### (1) 総務班

- ア 教育委員会、選挙管理委員会その他の執行機関との連絡調整に関すること。
- イ 地域審議会に関すること。
- ウ 戸籍に関すること。
- エ 住民基本台帳に関すること。
- オ 届出書類の受付及び謄抄本諸証明の交付に関すること。
- カ 印鑑登録に関すること。
- キ 国籍の得喪に関すること。

- ク 外国人登録に関する事。
- ケ 居住証明及び身分証明に関する事。
- コ 埋火葬の許可に関する事。
- サ 来庁者の案内に関する事。
- シ 国民健康保険に関する事。
- ス 老人保健医療に関する事。
- セ 福祉医療に関する事。
- ソ 高額医療費に関する事。
- タ 国民年金に関する事。
- チ はり、きゅう及びマッサージに関する事。

## (2) 生活福祉班

- ア 公害対策に関する事。
- イ 衛生害虫駆除に関する事。
- ウ 犬の登録、狂犬病予防に関する事。
- エ 消費者保護に関する事。
- オ 生ごみ処理機補助金に関する事。
- カ 防災、災害救助に関する事。
- キ 防災行政無線施設に関する事。
- ク 消防及び水防に関する事。
- ケ 交通災害等共済に関する事。
- コ 自動車の臨時運行許可に関する事。
- サ チャイルドシート購入補助金に関する事。
- シ 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。
- ス 生活保護法に関する事。
- セ 障害者福祉に関する事。
- ソ 児童、母子、父子及び寡婦福祉に関する事。
- タ 児童手当、児童扶養手当に関する事。
- チ 特別児童扶養手当に関する事。
- ツ 保育園、子育て支援センターに関する事。
- テ 各地区民生児童委員協議会に関する事。
- ト 戦没者弔慰金の申請受付に関する事。

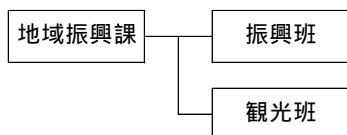
## 3. 主要事務事業

ふるさと交流事業費  
先達文化センター管理運営費

地域審議会費  
生保内公園運動施設維持管理費

## 《 地 域 振 興 課 》

### 1. 機構及び職員の状況



課長	1人
課長補佐	1人
班長	2人
主査	2人
主事	3人
技術員	4人
合計	13人

平成18年12月31日現在

### 2. 分掌事務

#### (1) 振興班

- ア 農業委員会その他の執行機関との連絡調整に関すること。
- イ 水田農業構造改革及び関連事務に関すること。
- ウ 農地、農業用施設の維持改良及び災害復旧に関すること。
- エ 農村公園の維持管理に関すること。
- オ 林道施設の維持管理に関すること。
- カ 緑化推進に関すること。
- キ 火入許可に関すること。
- ク 有害鳥獣駆除に関すること。
- ケ 森林病虫害防除に関すること。
- コ 普通共用林野の管理運営に関すること。
- サ 出稼者対策に関すること。
- シ 道路、橋りょう及び河川の維持管理に関すること。
- ス 道路の使用及び占用許可申請受理に関すること。
- セ 冬期交通確保に関すること。
- ソ 土石採取許可申請受理に関すること。
- タ 土木災害に関すること。
- チ 都市計画法に基づく開発行為の許可申請受理に関すること。
- ツ 建築確認申請受理に関すること。
- テ 都市公園、河川公園の維持管理に関すること。
- ト 公営住宅の入居等受付に関すること。
- ナ 下水道事業及び浄化槽事業の使用料及び受益者負担金に関すること。
- ニ 給排水設備指定工事店に関すること。
- ヌ 下水道施設及び浄化槽の維持管理に関すること。
- ネ コミュニティバスに関すること。
- ノ 上下水道等の給排水開始、休止、停止の届出受理に関すること。
- ハ 上下水道等使用料納入通知書の再発行に関すること。
- ヒ 温泉施設の維持管理に関すること。
- フ 温泉関係の貯蔵品の管理に関すること。

へ 給湯記録の整理、報告に関すること。

(2) 観光班

- ア 郷土紹介及び観光宣伝に関すること。
- イ 地域内の関係諸団体との連携及び育成に関すること。
- ウ 地域内の観光イベントに関すること。
- エ 観光施設の整備及び管理に関すること。
- オ 自然環境の保全及び利用に関すること。
- カ 十和田八幡平国立公園及び田沢湖抱返り県立自然公園に関すること。
- キ 清掃活動団体に関すること。
- ク 地域内の温泉郷に関すること。

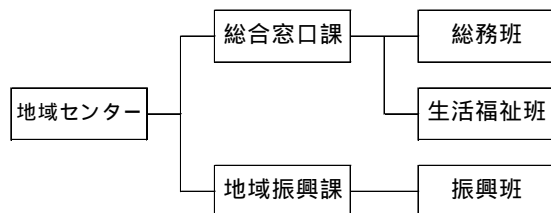
3. 主要事務事業

コミュニティバス維持管理費  
農林業振興資金運営委員会費  
農村施設管理運営費  
林道維持補修費  
作業道維持補修費  
道路維持補修費  
河川維持補修費  
林業施設災害復旧費

観光施設維持管理費  
田沢湖キャンプ場管理運営費  
田沢湖オートキャンプ場管理運営費  
自然ふれあい温泉館維持管理費  
観光宣伝費  
秋田駒ヶ岳登山適正利用対策費  
観光情報センター管理運営費

# 角館地域センター

## 角館地域センターの組織機構

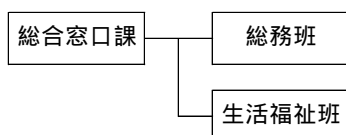


## 部の分掌事務

(1) 角館地域に関すること。

### 《 総 合 窓 口 課 》

#### 1. 機構及び職員の状況



課長	長	1人
課長補佐	佐	2人
班長	長	1人
主任	査	2人
主任	任	1人
主任	事	3人
合計	計	10人

平成18年12月31日現在

#### 2. 分掌事務

##### (1) 総務班

- ア 教育委員会、選挙管理委員会その他の執行機関との連絡調整に関すること。
- イ 部課長等会議の連絡調整に関すること。
- ウ 各部課等への事務連絡に関すること。
- エ 庁内令達に関すること。
- オ 宿日直に関すること。
- カ 公印の管守に関すること。
- キ 不服申立、訴訟、和解、請願、陳情及び苦情等の取次に関すること。
- ク 歳入歳出外現金の出納及び保管に関すること。
- ケ 歳計現金の出納及び保管に関すること。
- コ 公文書類の受領、発送の取次に関すること。
- サ 公告式に関すること。
- シ 情報公開に関すること。
- ス 行政連絡員に関すること。

- セ 寄附及び寄附採納に関すること。
- ソ 市庁舎等の管理に関すること。
- タ 公用自動車の運行管理に関すること。
- チ 公有財産の管理に関すること。
- ツ 雲沢財産区有財産の管理、処分に関すること。
- テ 雲沢財産区管理会に関すること。
- ト 地域審議会に関すること。
- ナ 市税等に関する統計、調査、諸報告、証明に関すること。
- ニ 市税等に関する異議の申立て、訴願、訴訟等の取次に関すること。
- ヌ 諸証明に関すること。
- ネ 市税等の収納に関すること。
- ノ 来庁者の案内に関すること。

(2) 生活福祉班

- ア 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- イ 生活保護法に関すること。
- ウ 特別障害者手当に関すること。
- エ 児童、母子、父子及び寡婦福祉に関すること。
- オ 障害者福祉に関すること。
- カ 特別児童扶養手当に関すること。
- キ 保育園、子育て支援センターに関すること。
- ク 各地区民生児童委員協議会に関すること。
- ケ 戦没者弔慰金の申請受付に関すること。

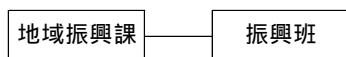
3. 主要事務事業

ふるさと交流事業費  
地域審議会費

雲沢財産区特別会計

《 地 域 振 興 課 》

1. 機構及び職員の状況



課長	長	1人
課長補佐	佐	1人
班長	長	1人
主査	査	1人
主任	任	1人
主事	事	2人
技術主任	主任	1人
技術員	員	1人
合	計	9人

平成18年12月31日現在



## 2. 分掌事務

### (1) 振興班

- ア 農業委員会その他の執行機関との連絡調整に関する事。
- イ 水田農業構造改革及び関連事務に関する事。
- ウ 農地、農業用施設の維持改良及び現地調査に関する事。
- エ 林道施設の維持管理に関する事。
- オ 緑化推進に関する事。
- カ 火入許可に関する事。
- キ 有害鳥獣駆除に関する事。
- ク 森林病虫害防除に関する事。
- ケ 労働行政に関する事。
- コ 出稼者対策に関する事。
- サ 道路、橋りょう及び河川の維持管理に関する事。
- シ 道路の使用及び占用許可申請受理に関する事。
- ス 冬期交通確保に関する事。
- セ 土石採取許可申請受理に関する事。
- ソ 土木災害に関する事。
- タ 都市計画法に基づく開発行為の許可申請受理に関する事。
- チ 屋外広告物に関する事。
- ツ 建築確認申請受理に関する事。
- テ 都市公園、河川公園及び農村公園の使用申請受理に関する事。
- ト 公営住宅の入居等受付に関する事。
- ナ 下水道事業及び浄化槽事業の使用料及び受益者負担金に関する事。
- ニ 給排水設備指定工事店に関する事。
- ヌ 上下水道等の給排水開始、休止、停止の届出受理に関する事。
- ネ 上下水道等使用料納入通知書の再発行に関する事。

## 3. 主要事務事業

農村施設管理運営費

農林業者研修集会施設管理運営費

農林業者健康増進施設管理運営費

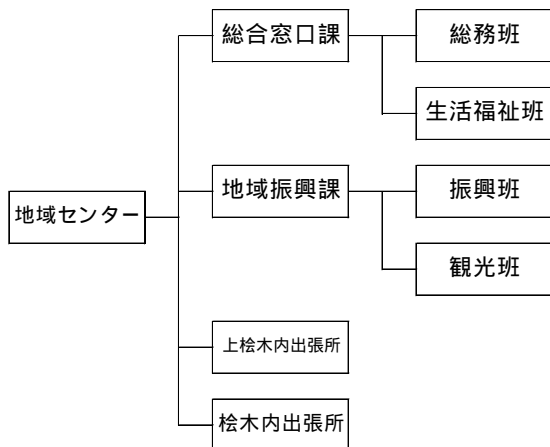
林道維持補修費

道路維持補修費

河川維持補修費

# 西木地域センター

## ・西木地域センターの組織機構

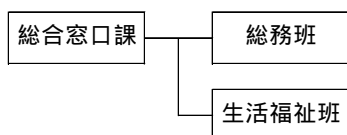


## ・部の分掌事務

- (1) 西木地域に関すること。
- (2) 出張所に関すること。

## 《 総 合 窓 口 課 》

### 1 . 機構及び職員の状況



課長	1人
課長補佐	2人
班長	2人
主査	2人
主事	1人
技術主任	3人
合計	11人

平成18年12月31日現在

### 2 . 分掌事務

#### (1) 総務班

- ア 教育委員会、選挙管理委員会その他の執行機関との連絡調整に関すること。
- イ 部課長等会議の連絡調整に関すること。
- ウ 各部課等への事務連絡に関すること。
- エ 庁内令達に関すること。
- オ 宿日直に関すること。
- カ 公印の管守に関すること。
- キ 不服申立、訴訟、和解、請願、陳情及び苦情等の取次に関すること。

- ク 歳入歳出外現金の出納及び保管に関すること。
- ケ 歳計現金の出納及び保管に関すること。
- コ 公文書類の受領、発送の取次に関すること。
- サ 公告式に関すること。
- シ 情報公開に関すること。
- ス 行政連絡員に関すること。
- セ 寄附及び寄附採納に関すること。
- ソ 市庁舎等の管理に関すること。
- タ 公用自動車の運行管理に関すること。
- チ 公有財産の管理に関すること。
- ツ 国土調査に関すること。
- テ 地域審議会に関すること。
- ト 市税等に関する統計、調査、諸報告、証明に関すること。
- ナ 市税等に関する異議の申立て、訴願、訴訟等の取次に関すること。
- ニ 諸証明に関すること。
- ヌ 市税等の収納に関すること。
- ネ 戸籍に関すること。
- ノ 住民基本台帳に関すること。
- ハ 届出書類の受付及び謄抄本諸証明の交付に関すること。
- ヒ 印鑑登録に関すること。
- フ 国籍の得喪に関すること。
- ヘ 外国人登録に関すること。
- ホ 居住証明及び身分証明に関すること。
- マ 埋火葬の許可に関すること。
- ミ 来庁者の案内に関すること。
- ム 国民健康保険に関すること。
- メ 老人保健医療に関すること。
- モ 福祉医療に関すること。
- ヤ 高額医療費に関すること。
- ユ 国民年金に関すること。
- ヨ はり、きゅう及びマッサージに関すること。

## (2) 生活福祉班

- ア 公害対策に関すること。
- イ 衛生害虫駆除に関すること。
- ウ 犬の登録、狂犬病予防に関すること。
- エ 消費者保護に関すること。
- オ 生ごみ処理機補助金に関すること。
- カ 防災、災害救助に関すること。
- キ 防災行政無線施設に関すること。
- ク 消防及び水防に関すること。
- ケ 交通災害等共済に関すること。
- コ 自動車の臨時運行許可に関すること。

サ チャイルドシート購入補助金に関すること。

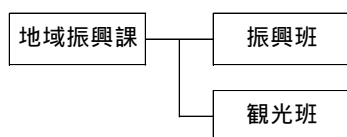
### 3. 主要事務事業

ふるさと交流事業費

地域審議会費

## 《 地 域 振 興 課 》

### 1. 機構及び職員の状況



課長	1人
主査	2人
主事	1人
技術主任	1人
合計	5人

平成18年12月31日現在

### 2. 分掌事務

#### (1) 振興班

- ア 農業委員会その他の執行機関との連絡調整に関すること。
- イ 労働行政に関すること。
- ウ 出稼者対策に関すること。
- エ 水道事業の使用料に関すること。
- オ 水道施設の維持管理、水質管理及び貯蔵品管理に関すること。
- カ 上水道等の給水開始、休止、停止の届出受理に関すること。
- キ 上下水道等使用料納入通知書の再発行に関すること。

#### (2) 観光班

- ア 郷土紹介及び観光宣伝に関すること。
- イ 地域内の関係諸団体との連携及び育成に関すること。
- ウ 地域内の観光イベントに関すること。
- エ 観光施設の整備及び管理に関すること。

### 3. 主要事務事業

農村施設管理運営費

鎌足活性化施設管理運営費

林道維持補修費

瀧前山森林公園管理運営費

観光施設維持管理費

観光行事事業費（西木の冬祭り）

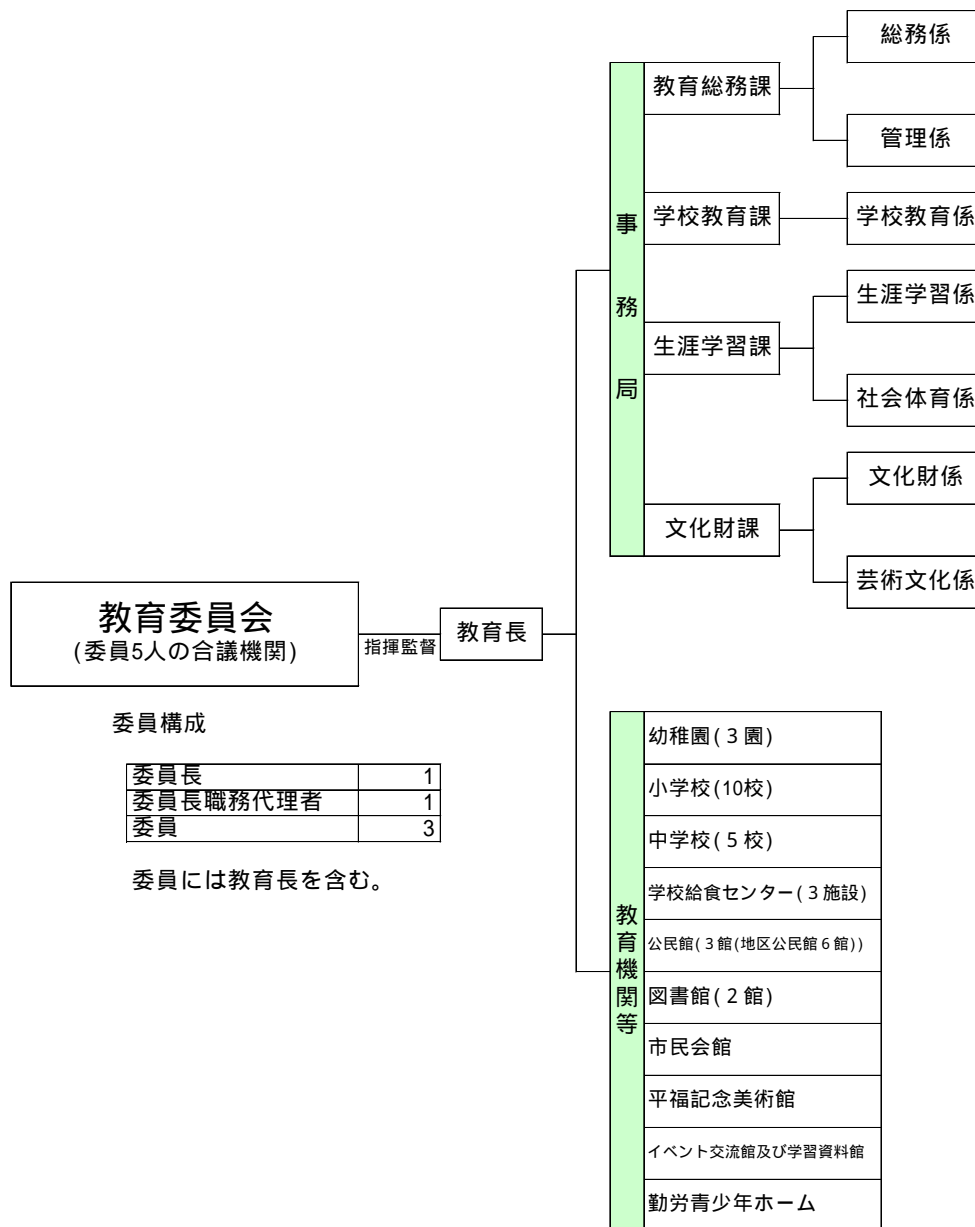
道路維持補修費



教育委員会事務局等

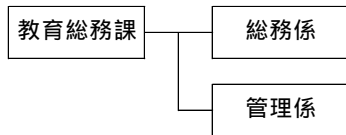
# 教育委員会

## 教育委員会事務局及び教育機関等の組織機構



## 《 教 育 総 務 課 》

### 1. 機構及び職員の状況



課長	長	1人
課長補佐	佐	2人
係長	長	1人
主任	査	2人
主任	事	1人
合計	計	7人

平成18年12月31日現在

### 2. 分掌事務

#### (1) 総務係

- ア 教育委員会の会議に関する事。
- イ 教育委員会規則の制定及び改廃に関する事。
- ウ 教育委員会予算に関する事。
- エ 教育委員会各課等の事務連絡に関する事。
- オ 主要施策の企画及び総合調整に関する事。
- カ 県費負担教職員の任命、懲戒の内申、服務その他人事に関する事。
- キ 県費負担教職員の勤務評定に関する事。
- ク 学校、幼稚園その他所管に属する教育機関の設置及び廃止に関する事。
- ケ 学校等の建設計画に関する事。
- コ 教育委員会所管職員の人事、給与、研修その他勤務条件に関する事。
- サ 公印の管守に関する事。
- シ 公文書の收受、発送及び保管に関する事。
- ス 教育行政に関する相談に関する事。
- セ 市議会、市長及び関係機関との連絡調整に関する事。
- ソ 請願、陳情及び要望の処理に関する事。
- タ 所掌事務に係る調査及び統計に関する事。
- チ 他課及び他係の所掌に属しない事項に関する事。
- ツ 庶務に関する事。

#### (2) 管理係

- ア 学校その他の教育財産の取得及び処分に関する事。
- イ 学校・社会教育施設その他の教育財産の管理に関する事。
- ウ 学校施設の設置、管理、廃止、営繕及び保全に関する事。
- エ 学校施設台帳に関する事。
- オ 学校等の防災に関する事。
- カ 学校林に関する事。
- キ 事務局自動車の管理運行に関する事。
- ク スクールバス運行に関する事。



### 3. 主要事務事業

社会科副読本編集製作費	冬期スクールバス運行費
学校林保育事業費	統合小学校建設事業費
スクールバス管理運営費	角館西小学校校舎解体事業費
神代小学校改築検討委員会費	

## 《 学 校 教 育 課 》

### 1. 機構及び職員の状況



課長	1人	(県からの派遣)
参事	1人	
課長補佐	2人	
主任	1人	
主事	2人	
技術主任	1人	
合計	8人	

平成18年12月31日現在

### 2. 分掌事務

#### (1) 学校教育係

- ア 学校の組織再編に関すること。
- イ 学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- ウ 県費負担教職員の研修に関すること。
- エ 県費負担教職員、児童、生徒及び幼児の保健、厚生並びに福利に関すること。
- オ 学齢児童、生徒の就学、児童、生徒、幼児の入学、転学、退学に関すること。
- カ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- キ 学校その他教育機関の環境衛生に関すること。
- ク 通学区域の設定及び変更に関すること。
- ケ 教科書用図書採択その他教材の取扱い及び管理に関すること。
- コ 学校用の教材、教具その他の設備及び管理に関すること。
- サ 学習効果の調査及び評価に関すること。
- シ 奨学資金に関すること。
- ス 就学指導委員会に関すること。
- セ 就学援助に関すること。
- ソ 育英事業に関すること。
- タ 教育に係る調査及び統計に関すること。
- チ 仙北市学校給食センターに関すること。
- ツ その他学校教育の指導に関すること。
- テ 幼児教育に関すること。

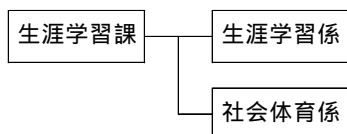
- ト 幼稚園の管理運営に関すること。
- ナ 招致外国青年に関すること。

### 3. 主要事務事業

就学費	学校生活サポート（日本語指導）事業費
育英寮田沢湖会館管理運営費	外国青年招致事業費
要保護及び準要保護児童生徒就学援助費	ようこそ先生!!スペシャル講座事業費
奨学資金貸付金	スポーツエキスパート活用事業費
高校入学準備貸付金	生徒派遣費補助金
上桧木内小学校統合関係事業費	遠距離生徒通学費補助金
学校生活サポート（障害児支援）事業費	幼稚園就園奨励費
教育コンピュータ推進事業費	遠距離園児通園費補助金
児童派遣費補助金	すこやか子育て支援事業費
遠距離児童通学費補助金	かくのだて幼稚園就園奨励費補助金
スクールカウンセラー活用調査研究事業費	かくのだて幼稚園運営費補助金

## 《 生涯学習課 》

### 1. 機構及び職員の状況



課長	1人
課長補佐	2人
主任	1人
主事	2人
合計	6人

平成18年12月31日現在

### 2. 分掌事務

#### (1) 生涯学習係

- ア 仙北市民館、仙北市民会館、仙北市立図書館その他所属に属する社会教育施設に関すること。
- イ 社会教育委員に関すること。
- ウ 社会教育の施策に係る企画及び立案に関すること。
- エ 生涯学習の推進に関すること。
- オ 社会教育団体の育成指導に関すること。
- カ ユネスコ活動に関すること。
- キ 青少年に対しボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- ク 家庭教育及び生涯学習に関すること。
- ケ 社会教育に関する情報交換及び調査研究に関すること。

- コ 社会教育資料の刊行及び活用に関すること。
- サ その他社会教育及び市長から委任された施設に関すること。

(2) 社会体育係

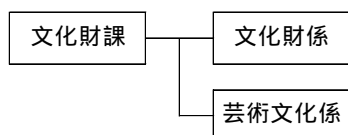
- ア 社会体育の向上及び生涯スポーツに関すること。
- イ 社会体育の指導、スポーツ事業に係る企画、立案等に関すること。
- ウ 体育指導委員に関すること。
- エ 市民体育館、武道館その他社会体育に関する施設の設置及び廃止に関すること。
- オ 社会体育施設の運営に関すること。
- カ 社会体育団体の育成指導に関すること。
- キ その他社会体育及び市長から委任された施設に関すること。

3. 主要事務事業

社会教育委員会費	市民体育館管理運営費
放課後児童対策事業費	武道館管理運営費
生涯学習推進費	市民野球場管理運営費
花いっぱい運動推進事業費	馬術競技場管理運営費
成人式費	落合運動施設管理運営費
青少年交流事業費	健康増進施設管理運営費
市民体育振興費	

《 文 化 財 課 》

1. 機構及び職員の状況



課長	1人
参事	1人
課長補佐	1人
主任査査	1人
主任任	2人
合計	6人

平成18年12月31日現在

2. 分掌事務

(1) 文化財係

- ア 文化財の保護、調査及び指定に関すること。
- イ 文化財保護団体に関すること。
- ウ 指定文化財に関すること。
- エ 伝統的建造物群保存地区の保存管理に関すること。
- オ 文化財保護審議会に関すること。

- カ 歴史等の調査及び情報収集に関すること。
- キ その他文化財に関すること。

(2) 芸術文化係

- ア 芸術文化及び民俗芸能に関すること。
- イ 芸術文化団体の育成に関すること。
- ウ 郷土史料館その他文化施設の設置、廃止及び管理運営に関すること。
- エ 文化センターに関すること。
- オ その他芸術文化及び市長から委任された施設に関すること。

**3 . 主要事務事業**

文化財管理費

武家屋敷公開管理事業費

桜保護管理費

重要伝統的建造物群保存地区保存整備事業費

伝統的建造物群樹木保護増殖事業費

角館のシダレザクラ保存事業費

文化財研究紀要及び資料刊行事業費

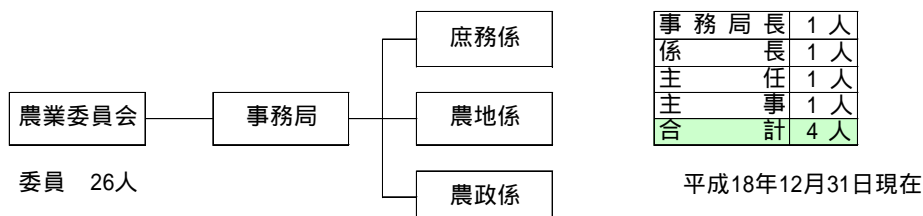
伝統的建造物群保存対策調査事業費

田沢湖郷土資料館管理運営費

農業委員会事務局

# 農業委員会事務局

## 1. 機構及び職員の状況



## 2. 分掌事務

### (1) 庶務係

- ア 公印の保管に関する事。
- イ 農業委員会の規則の制定改廃並びに法律等の整理保管に関する事。
- ウ 人事及び諸給与に関する事項
- エ 予算決算及び経理に関する事。
- オ 文書の收受発送及び整理保管に関する事。
- カ 備品の整理保管及び消耗品の出納に関する事。
- キ 総会の会議に関する事。
- ク 諮問答申建議及び陳情に関する事。
- ケ 国有農地等の管理に関する事。
- コ 農地法（昭和27年法律第229号）及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）等の登記の特例に関する事。
- サ 農家基本台帳の保管及び整備に関する事。
- シ 農業委員会委員の選挙人の認定に関する事。
- ス 職員の福利厚生に関する事項
- セ その他他係に属しない事項

### (2) 農地係

- ア 農地法関係申請書の收受発送及び整理保管に関する事。
- イ 農地法による農地採草放牧地等の利用関係の調整に関する事。
- ウ 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する事。
- エ 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事。
- オ 農地等に関する文書の処理保管に関する事。
- カ 土地改良法（昭和24年法律第195号）その他の法令によりその権限に属させた農地等の交換分合及びこれに付随すること。
- キ 農地の買収及び売渡しに関する事。
- ク その他農地に関する事。

### (3) 農政係

- ア 農業及び農業地域に関する振興計画の樹立及び推進に関すること。
- イ 農業生産経営改善に関する事項
- ウ 農業改良普及事業の推進
- エ 集落営農等農業団体の育成に関する事項
- オ 構造政策推進に関する事項
- カ 自作農維持創設に関すること。
- キ 農業関係行政機関との連絡調整に関すること。
- ク 農業者年金受託業務に関すること。
- ケ 農業後継者等の団体に関すること。
- コ 法人化その他農業経営の合理化に関すること。
- サ 農業生産農業経営及び農民生活に関する調査研究に関すること。
- シ 農業及び農民に関する情報提供
- ス その他農政活動の推進に関する事項

### 3. 主要事務事業

農地保有合理化促進事業費  
農業者年金業務費

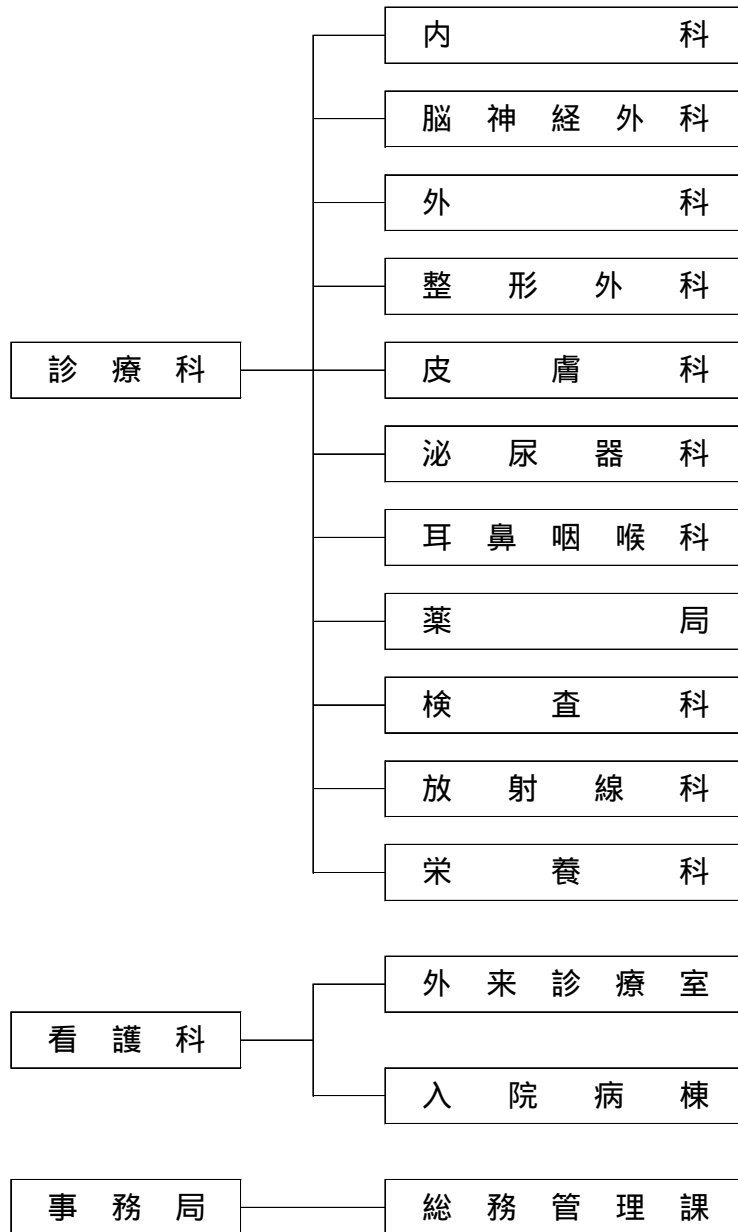
標準小作料改定費  
農地情報管理システム整備事業費

仙 北 市 公 営 企 業  
( 田 沢 湖 病 院 、 角 館 総 合 病 院 及 び 企 業 局 )



# 田 沢 湖 病 院

## ・ 田沢湖病院の組織機構概略図



## 職員数の状況(平成19年1月1日現在)

代 表 的 な 職 種	人数(人)
行 政 職	9
行 政 職 ( 二 )	4
医 療 職 ( 一 )	2
医 療 職 ( 二 )	9
医 療 職 ( 三 )	31
合 計	55

・ 経営概要(平成18年12月31日現在)

入院患者数及び外来患者数の状況

(単位:人)

	平成18年度(業務の予定量)		実績( ) (平成18年4月~12月)		前年同期( ) (平成17年4月~12月)		対前年同期比較増減 ( - )	
	延患者数	1日平均	延患者数	1日平均	延患者数	1日平均	延患者数	1日平均
入院	18,250	50.0	6,401	23.3	10,426	37.9	4,025	14.6
外来	61,250	250.0	32,259	173.4	37,188	203.2	4,929	29.8

病床利用率

(単位:%)

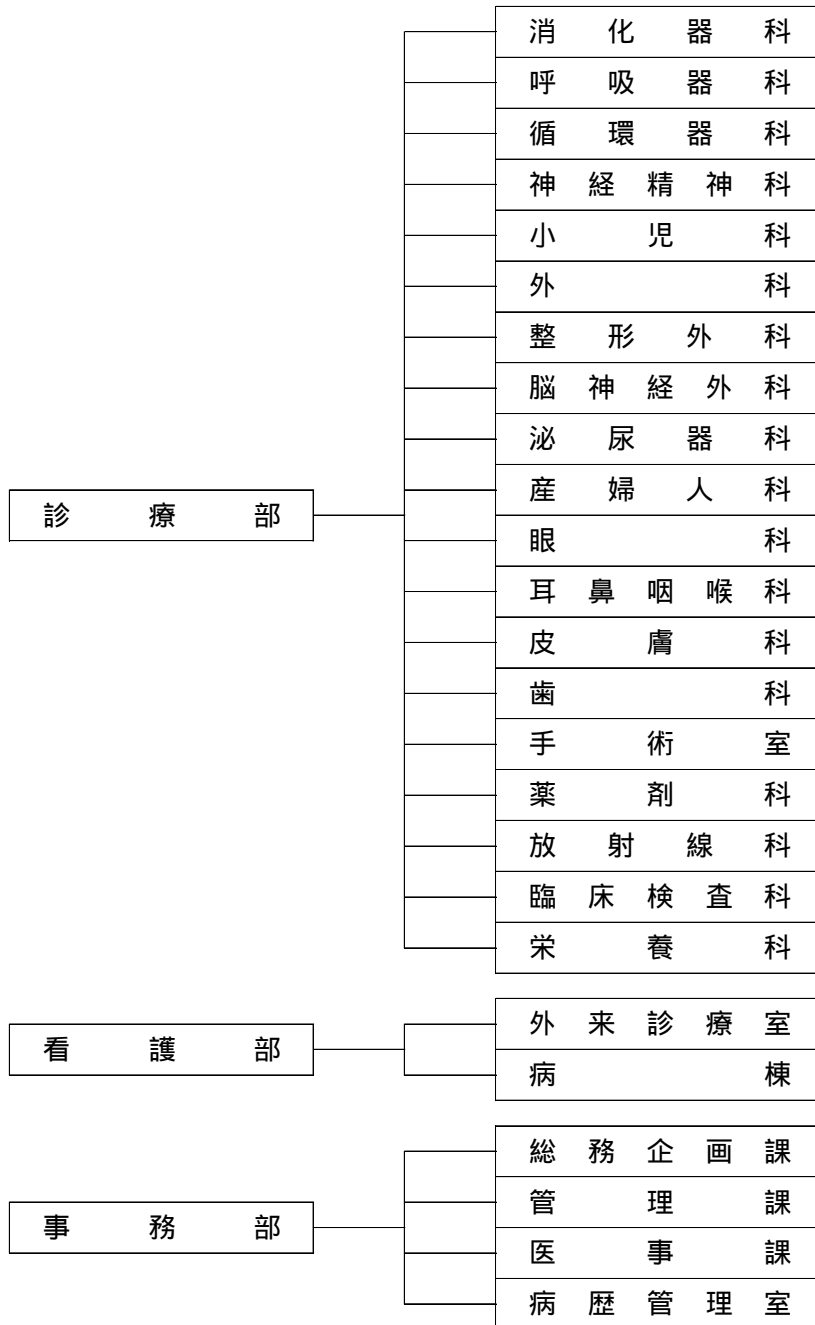
病床数	平成18年度実績( ) (平成18年4月~12月)	前年同期( ) (平成17年4月~12月)	平成17年度実績( ) (平成17年4月~平成18年3月)	対前年同期比較増減 ( - )	対前年度比較増減 ( - )
60	38.8	63.2	65.1	24.4	26.3

1人1日当たり診療単価

	平成18年度実績( ) (平成18年4月~12月) (円)	平成17年度実績( ) (平成17年4月~平成18年3月) (円)	増減 ( - ) (円)	対前年度比 ( / *100) (%)
入院	25,558	23,320	2,238	109.6
外来	11,443	10,949	494	104.5

# 角館総合病院

## 角館総合病院の組織機構概略図



職員数の状況(平成19年1月1日現在)

代表的な職種	人数(人)
行政職	32
行政職(二)	5
医療職(一)	17
医療職(二)	42
医療職(三)	172
合計	268

・ 経営概要(平成18年12月31日現在)

入院患者数及び外来患者数の状況

(単位:人)

	平成18年度(業務の予定量)		実績( ) (平成18年4月~12月)		前年同期( ) (平成17年4月~12月)		対前年同期比較増減 ( - )	
	延患者数	1日平均	延患者数	1日平均	延患者数	1日平均	延患者数	1日平均
入院	109,500	300.0	79,471	289.0	81,724	297.2	2,253	8.2
外来	166,355	679.0	117,454	631.5	120,229	657.0	2,775	25.5

病床利用率

(単位:%)

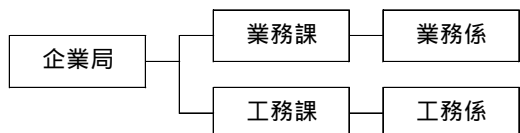
病床数	平成18年度実績( ) (平成18年4月~12月)	前年同期( ) (平成17年4月~12月)	平成17年度実績( ) (平成17年4月~平成18年3月)	対前年同期比較増減 ( - )	対前年度比較増減 ( - )
平成18年7月 から 346床 平成18年6月 まで 356床	82.7	83.5	84.3	0.8	1.6

1人1日当たり診療単価

	平成18年度実績( ) (平成18年4月~12月) (円)	平成17年度実績( ) (平成17年4月~平成18年3月) (円)	増減 ( - ) (円)	対前年度比 ( / *100) (%)
入院	23,520	23,020	500	102.2
外来	7,037	6,285	752	112.0

# 企 業 局

## ・ 企業局の組織機構



局	長	1人
課	長	2人
課	長 補 佐	2人
係	長	1人
主	査	4人
主	任	2人
主	事	2人
合	計	14人

平成18年12月31日現在

## ・ 水道事業

### 1. 主要事業

- ・ 企業局事務所増築工事
- ・ 老朽管更新事業(石綿セメント管の更新事業)
- ・ 配水管新設工事(未整備地域の配水管新設事業)
- ・ 浄水場内整備(下水道管接続工事ほか)

### 2. 給水戸数及び有収水量、給水収益の状況 上水道事業

計 画			執行状況 (平成18年12月31日現在)			執行率等
			延給水戸数( )	44,059戸		
月平均給水戸数	4,912戸		月平均給水戸数 ( ÷ 9月)	4,895戸	計画に比し 17戸	
年間総給水量	1,441,028m <sup>3</sup>		延有収水量( )	1,041,300m <sup>3</sup>	執行率=72.3%	
1日平均給水量	3,948m <sup>3</sup>		1日平均有収水量 ( ÷ 275日)	3,786m <sup>3</sup>	計画に対し 95.9%	
給 水 収 益			給 水 収 益			
角 館 上水道	基本料	62,631千円	角 館 上水道	基本料	46,664千円	執行率=74.5%
	超過料	116,688千円		超過料	88,739千円	執行率=76.0%
	計	179,319千円		計	135,403千円	執行率=75.5%
田 沢 湖 上水道	基本料	59,214千円	田 沢 湖 上水道	基本料	44,254千円	執行率=74.7%
	超過料	66,700千円		超過料	49,249千円	執行率=73.8%
	計	125,914千円		計	93,503千円	執行率=74.3%
合 計			合 計	228,906千円	執行率=75.0%	

## 簡易水道事業

計 画		執行状況 (平成18年12月31日現在)		執行率等	
		延給水戸数( )	7,525戸		
月平均給水戸数	835戸	月平均給水戸数 ( ÷9月)	836戸	計画に比し1戸増	
年間総給水量	510,344m <sup>3</sup>	延有収水量( )	349,070m <sup>3</sup>	執行率=68.4%	
1日平均給水量	1,398m <sup>3</sup>	1日平均有収水量 ( ÷275日)	1,269m <sup>3</sup>	計画に対し 90.8%	
給 水 収 益		給 水 収 益			
	白岩簡易水道	9,530千円	白岩簡易水道	7,502千円	執行率=78.7%
	釣田簡易水道	809千円	釣田簡易水道	587千円	執行率=72.6%
	西長野簡易水道	16,922千円	西長野簡易水道	12,106千円	執行率=71.5%
	北沢簡易水道	526千円	北沢簡易水道	508千円	執行率=96.6%
	田沢簡易水道	7,052千円	田沢簡易水道	5,117千円	執行率=72.6%
	潟簡易水道	1,883千円	潟簡易水道	1,404千円	執行率=74.6%
	高原簡易水道	14,870千円	高原簡易水道	8,523千円	執行率=57.3%
	水沢簡易水道	11,575千円	水沢簡易水道	7,166千円	執行率=61.9%
	城廻簡易水道	2,463千円	城廻簡易水道	2,124千円	執行率=86.2%
	合 計	65,630千円	合 計	45,037千円	執行率=68.6%

## 温泉事業

### 1. 主要事業

- ・水沢源泉引湯管新設工事(湯量安定確保のため、水沢温泉の源泉から分湯する。)

### 2. 給湯戸数、給湯量及び温泉供給量収益の状況

計 画		執行状況 (平成18年12月31日現在)		執行率等	
		延給湯戸数( )	549戸		
月平均給湯戸数	59戸	月平均給湯戸数 ( ÷9月)	61戸	計画に比し2戸増	
		延分湯温泉量( )	13,932kl		
月平均分湯温泉量	1,467kl	月平均分湯温泉量 ( ÷9月)	1,548kl	計画に比し81kl増	
年間供給料収益	34,914千円	収入調定総額( )	27,517千円		
	月 平 均	2,910千円	月 平 均 ( ÷9月)	3,057千円	計画に比し 147千円の増

### 3 . 温泉特別供給料の状況

温泉条例を改正し、料金体系を次のように改めた。(平成18年10月1日施行)

- ・新規温泉購入料金

1口315万円を1口210万円に改定

- ・既存施設の譲渡等に伴う温泉購入料金

1口21万円に改定(従前は、譲渡等に伴う温泉の購入の場合1口315万円)